

令和4年第4回東大和市議会定例会会議録第21号

令和4年12月2日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（22名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	健康いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	行政改革推進担当課長	川田貴之君
職員課長	岩本尚史君	環境対策課長	梶川義夫君
子ども家庭支援センター長	原里美君	健康推進課長	志村明子君
道路交通課長	一ツ木正美君	建築課長	中橋健君

教育総務課長 齋藤 謙二郎 君
生涯学習課長 高田 匡章 君

指導担当課長 菅野 恭子 君
中央図書館長 浴 靖子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） おはようございます。議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番として、切れ目のない伴走型の子育て支援について伺います。

本年2022年11月8日、公明党として結婚・妊娠・出産から子供が育つまで切れ目のない支援策を掲げた子育て応援トータルプランを発表しました。これまで公明党では2006年に少子社会トータルプランを策定し、そこで掲げた幼児教育・保育の無償化などの施策を着実に実現してまいりました。

しかし、コロナ禍により想定を上回るスピードで少子化が進み、2021年日本で生まれた子供の数は過去最少の81万622人で、このことは人口推計で想定するより7年早い数字となっています。また、虐待や不登校、自殺の増加など子供をめぐる課題は深刻化しています。これらの課題を克服し、希望すれば誰もが安心して子供を産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりを進めるために子育て応援プランを策定しました。

このプランはライフステージに応じた支援策を示していますが、その中でも先行実施する内容が政府の経済対策に盛り込まれました。先行実施されるのは、これまで支援が手薄とされてきた妊娠から出産前後、そしてゼロ歳、1歳、2歳の子育て世帯へ、一貫した伴走型相談支援と経済支援を一体的に全自治体で行うものとされています。

特に大事なことは全ての妊婦さんが公的支援につながる機会の確保をし、妊娠期から伴走的に継続した相談支援を行うことにあるとされています。妊娠期からの子育て支援については、現在でも国で一律に決まっているものもあれば自治体ごとに行われている支援もあり、それぞれの自治体ごと、施策の内容や子育て世帯のニーズにも違いがあることから、今回の伴走型支援は今まで以上に各自治体での知恵と工夫が必要とされています。

そこで、まずは改めて現在行われている支援の内容を確認したいと思い、①として、東大和市で妊娠・出産・育児に対して現在行われている支援の内容について伺います。

また、②として、東京都の「とうきょうママパパ応援事業」について伺います。

アとして、東大和市で現在行われている事業は。

イとして、利用していない事業についてどのような課題があるのか。

ウとして、今後の取組について伺います。

③「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた「出産応援交付金」について伺います。

アとして、伴走型支援には妊娠届提出時と出生届提出時にそれぞれ5万円相当、合計10万円の経済支援が示

されています。ここで求められているのは単に5万円を支給するというだけでなく、現在行われている支援も含め、どうしたら継続的に伴走型で妊娠・出産・育児を支えていける相談支援体制をつくることができるかということです。どうすればお一人お一人、御家庭ごとに寄り添った支援ができるのか、既存の子育て支援で不足しているところは何なのか、また地域の人材や資源を活用し持続可能な支援としていけるのか、自治体ごとの創意工夫が求められていますが、どのようなお取組を考えているか伺います。

次に、大きな2番、命の授業について伺います。

①東大和市の小学校で行われている命の授業について伺います。

アとして、現在行われている取組の内容についてお聞かせください。

イとして、児童、教員、保護者の方、それぞれの感想をお聞かせください。

ウとして、今後の取組についてお聞かせください。

次に、3番、多摩湖駅伝について伺います。

多摩湖駅伝においても新型コロナウイルスの影響により3年間中止されてきましたが、今年度は開催されることが決定され、参加者の募集も始まっていることをうれしく思っています。多摩湖周辺はコロナ禍でも密を避けて楽しめる憩いの場として、ランナーだけでなく多くの市内外の方々に訪れていただいています。そのような中で伝統の多摩湖駅伝の再開を楽しみにされている方も多くいることと思います。

一方、現在多摩湖では堤体工事が行われており、これまで同様の開催ができない状況にもあります。

そこで、①として、令和4年度大会の取組について伺います。

②として、今後の取組についてもお聞かせください。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、現在の子育て支援の内容についてであります。妊娠・出産・育児につきましては、保健センターでは母子保健事業、子ども家庭支援センターでは子育て支援事業を実施し、両センターの連携により切れ目のない支援となるように努めております。支援の内容につきましては、担当部長より説明をいたします。

次に、東京都のとうきょうママパパ応援事業についてであります。現在市におきましては東京都の補助制度を活用し育児パッケージの配付、保健師等専門職による妊婦全員に対する面接及び産後ケア事業を実施しております。

次に、東京都の補助制度を利用していない事業についてであります。現在未実施の事業としまして産後の家事・育児支援事業及び多胎児家庭支援事業があります。これらの事業は3歳未満の子供を育てる家庭を対象に家事育児サポーターを派遣し、主に産後の家事や育児を支援するものであります。実施に当たりましては、個別のニーズにきめ細やかに対応するための人材の確保や育成が必要になることや、これらに伴う財政的な負担などが課題であると認識をしております。

次に、今後の取組についてであります。現在未実施であります産後の家事・育児支援事業及び多胎児家庭支援事業につきましては、きめ細かな対応が必要となりますことから、実施に当たりましては利用に関する意向調査が必要であると考えております。また、家事育児サポーターを担う人材の確保や派遣の仕組みにつきま

しては、地域の社会資源の把握が必要であると考えております。

今後の取組としましては、他市の事例の把握や子育て支援に係る関係部署及び関係機関との情報共有を図るなどして、未実施事業の課題等に対応してまいりたいと考えております。

次に、国の総合経済対策に盛り込まれた出産応援交付金の取組についてであります。国の説明ではゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ5万円の支給、または5万円相当のサービス支援を提供する事業とし、妊娠から出産、子育てまで一貫した相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成、産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等を実施することで、利用負担の軽減を図る経済的支援を一体のものとする交付金事業とされております。

市としましては、今後国から示される通知等に基づき交付金の対象となる事業の検討を行い、低年齢期において切れ目のない子育て支援が一層充実するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、命の授業についてであります。この授業は心身の発育や発達、生命尊重などについて保健や総合的な学習の時間等において学んでいるものであり、現在市内小学校において外部講師と連携し取り組んでいる学校があると聞いております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、多摩湖駅伝大会の令和4年度の取組についてであります。市では令和5年3月21日に開催する予定の第33回多摩湖駅伝大会について、現在エントリーの受付を行っているところであります。

なお、コースにつきましては、村山上貯水池堰堤強化工事の影響を受けて、公園周回コースのみで実施いたします。

次に、今後の取組についてであります。多摩湖駅伝大会につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況や村山上貯水池堰堤強化工事の進捗状況等を確認しながら、コースの設定や開催方法等について慎重に検討を行う必要があると認識しているところであります。詳細につきましては、今後多摩湖駅伝大会の実行委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、命の授業について御説明をいたします。

現在の取組内容につきましては、市内小学校において外部講師として助産師を招聘し、子供たちが生命誕生や命の貴さにつきまして学んでおります。児童、教員、保護者から寄せられている感想についてであります。児童からは、自分がこうして生まれてきたことは奇跡的なことで、命を大切にしないといけないということや、教員からは、生命が生まれる様子を助産師の立場で子供たちに伝えることで臨場感が伝わり、子供たちも命の貴さを一層実感していったということ。そして、保護者からは、出産という命がけで子供を産む様子が子供に伝わり、命について家で話す機会が増えてきたことは貴重だったなど、好意的な感想が多く寄せられております。

今後の取組につきましては、実施校での取組内容を他の小・中学校でさらに共有し、児童・生徒の実態に応じて展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） それでは、現在の子育て支援の内容につきまして項目ごとに申し上げます。

まず、母子保健事業におきましては、妊産婦、新生児等への訪問指導、健康教育、個別相談による知識の普及、歯科相談、妊産婦、乳幼児への保健指導、母子栄養食品の支給、不妊検査、不妊治療費等の助成、未熟児

養育医療の給付、妊産婦・乳幼児の健康診査、産後ケア事業、子育て応援アプリの配信、育児パッケージの配付、東京都出産応援事業ギフトの配付を行っております。

次に、子ども家庭支援センターで実施しております子育て支援事業におきましては、子育て相談、入院助産、養育支援訪問事業、交流スペースの開放、出張ひろば事業、子育て講座の開催、ファミリー・サポート・センター事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、子どもショートステイ事業を行っております。

以上であります。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

現在行われている子育て支援について、今壇上でも詳しく御答弁いただきましたけれども、さらに詳しく具体的に時系列ごとにお聞かせいただきたいと思っております。

○健康推進課長（志村明子君） 健康推進課での取組につきまして、妊娠前から幼児までを時系列で御説明いたします。

まず、子供を持つことを望む方につきましては、東京都事業により助成を受けた方に対して、上乘せとして不妊検査、不育症検査、不妊治療費等の助成を行っております。

また、母子健康手帳交付時におきましては安心して出産に臨むことができるように、全ての妊婦の方におおむね30分程度の面接により体調の確認、妊娠期間中の心配なこと、相談相手や支援者の有無などについて聞き取りを行い、必要な支援に適切につなげております。

また、他市から転入された妊婦の方に対しましても、新しい環境に早期になじみ、安心して生活を送っていただけるよう、保健師など専門職の面接を受けることをお勧めしております。

また、電子版母子健康手帳の機能を含んだ子育て応援アプリの配信を行っております。妊婦健診につきましては14回、子宮頸がん検診、超音波検診、妊婦歯科健診、新生児聴覚検診は各1回の助成を行っております。

産後ケア事業につきまして令和4年4月から開始をしております。両親学級では1コース全4回のうち、4回目はアフタークラスとして同時に開催し、先輩ママとの交流や出産後の同窓会として育児における孤立を予防し、ママ友パパ友など仲間づくりの機会を提供することとしております。

出生通知票の提出時には育児パッケージを同時にお申し込みいただき、保健師または看護師が窓口でパッケージをお渡しすることで出産後の家庭の状況を聞き取り、早期に新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問ができるように、切れ目のない支援を実施しております。

また、外出が可能となる生後1か月の乳児に対しましては身体計測事業を相談事業として実施し、お子様の成長と発育を実感していただくとともに、保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門職が育児の相談に応じております。3～4か月健診ではブックスタートとして絵本の配付を行い、3歳児健診では令和3年11月に導入しました屈折検査機でありますスポットビジョンスクリーナーによる眼科検査を実施しております。

また、多胎児家庭を対象にした、さくらんぼの会、お子さんが未熟児など小さく生まれた家庭などを対象としたカンガルーの会、初めてのお子さんを35歳以上で出産した母親の家庭などを対象としたイルカの会など、御家庭の状況によりきめ細やかに相談に応じるグループ事業を実施しております。

また、幼児期を卒業し小学校の就学時に円滑に移行し、健やかな就学につなげるために独自事業として5歳児健診を行っております。

以上です。

○18番（東口正美君） 今お聞きいただきましたように、東大和市では既に数多くの子育て支援を行っていた

だいておりますが、その上でどこが足りないのかっていうことをこれから検討しながら、よりよい子育て支援をつくり上げていかなければいけないと思いますけれども、現状今ここが少し足りていないかなということがありましたらお聞かせください。

○健康推進課長（志村明子君） 現在保健センター及び子ども家庭支援センターでは、情報の共有と連携協力の下、きめ細やかな支援を行っております。先ほど市長答弁で申し上げましたように、とうきょうママパパ事業において、まだ取り組んでいない事業がありますことから、それについては今後の課題であると考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

それでは、②番のとうきょうママパパ応援事業についても課題について触れさせていただきたいと思います。ここでは子育てを支援していくための人材の確保が課題であるということでもございました。ちょっとその前に、このママパパ応援事業とは別に、このコロナ禍で東京都は他の地域に比べて東京都においては出産に係るお金がもともとちょっと高いということがありまして、10万円相当の育児支援が行われました。

カタログをネットで見て申し込む形で私も内容を確認をしましたけれども、内容には家事・育児支援やベビーシッター、またベビーベッドやベビーカーなどのベビー用品の購入やおむつ、ミルクなどの消耗品、家電製品と多岐にわたる内容が支援として載ってございましたけれども、これについて当市の人たちがどのようなものをお使いいただき、そこにうちの市としてのニーズみたいなものが透けて見えるかなと思うんですけども、そのようなデータみたいなものはあるのでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 東京都が行っております出産・子育て応援事業につきましては、子育て支援に関するアンケートを実施しております。その集計結果から東大和市におきましては、子育てに関する金銭的支援を増やしてほしい、また多胎児への支援を増やしてほしい等の内容の結果があったことを把握しております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。そういう意味では、このとうきょうママパパ応援という事業には、まだ当市が使っていない事業が補助率10分の10であるものがあります。

私も市民の方から東京都で1歳児を育てているお子さんに時短家電、食洗機とか何か掃除機とかですかね、そういうものが支援されているようなんですけど、東大和市ではどうでしょうかということでも御質問をいただきましたので、この点、担当に確認をさせていただきましたら、やはりここが産後家事・育児支援事業というのがあって、そういうサポーターを派遣する事業があった上に、それでそれを使われていない方に対しては時短家電でもいいよっていう、こういうつくりのパッケージの支援事業になっていて、家事・育児支援をする人材がちょっとうちの市だとなかなか見つからないので、このパッケージのものが使えていないんですけどいう御説明を受けました。

ですので、確かに10分の10で東京都が全部お金を持っているんだけど、つくりも東京都になってしまっているんで、ちょっとうちの市としては使えないっていうところが出てきているんだということを、改めてそのとき感じたっていうことですね。

もう一つ、その多胎児支援についてっていうのは、こちらこそ本当に喫緊の課題かなと思ってはいるんですけども、この多胎児は東大和市で現状どれぐらい生まれているのか教えてください。

○健康推進課長（志村明子君） 当市におけます多胎児の出産件数であります。平成31年度は2件、令和2年

度は5件、令和3年度は6件となっております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

私も双子のお孫さんが生まれた市民の方から先日お話を伺いましたが、その方のお子さんは23区に住んでいて産後ケアとか行政的な子育て支援も結構あってフル活用して、しかも両方のおばあちゃんたち2人でお手伝いしているけど、それでもへとへとってという話を聞きますと、やはりうちの市においても、この多胎児に対する家事・育児支援っていうのは、緊急的に必要なかなっていうふうに思っておりますので、今後お取組をいただきたいと思っています。

ここがもうやはり先ほど言ったように10分の10東京都の支援になっていて、ただどうしてもうちとしては人材が足らなくてできていないという状況だということを確認しています。

そこで、次に伴走型支援というところに入っていきますけれども、この経済対策のつくりがどうなっている、予算のつけ方ですね、つくりがどうなっているかっていうことで、この件についてお答えいただけますでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 国の説明資料によりますと、応援ギフトなどの支給につきましては、地域の創意工夫により幅広い方法を取ることが可能と示されていること。また、支給に合わせて行う妊婦の方等への面談方法は、地域の子育て支援の拠点等に委託することが可能との参考例が示されております。地域の妊産婦の方にとって、より身近な方が支援できる体制づくりが推奨されているところであります。

以上です。

○18番（東口正美君） すみません、ちょっと私の聞き方が的確じゃなかったかなと思うんですけど、この補助率が国が3分の2、都道府県が6分の1、市区町村が6分の1っていうふうになっていて、市が6分の1は持つんだけど、要するに市の事情に合わせてその代わりつくっていきけるよっていうのが、今回示されている伴走型支援のつくりになっているというふうに理解をしています。ちなみにシステム構築時の導入費用は国が10分の10で持つという形になっているというふうに思っています。

ですので、妊娠届時5万円、出産届5万円のこの支援が今回現金給付だけでなく、この公的支援に結びつくことが一番だということで、今あらゆる支援を行っていただいている上で、一番妊娠・出産に関わっている市民の皆様のそばにいる市の職員の方や、産婦人科の先生や助産師さんや、また保育園の先生など地域で関わる方たちの声を大事にしていきながら、この方たちの意見を反映したような形で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、現在どのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○健康推進課長（志村明子君） 現在東大和市では両親学級の第4回目の日にアフタークラスとしまして、実際当事者の方の御意見を拾えるような事業を行っております。そういったところから様々な意見を拾いつつ、地域の社会資源、医療機関や助産院も含めました関係機関の把握も含めながら、東大和市で妊娠・出産を望む方が安心して出産に臨み、その後も子育ての孤立を解消し、安心してお子様を育てることができるよう、そういった地域に合った仕組みを検討することが必要でありますことから、様々な形での意見の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 国からの情報提供もまだまだこれからかなというところもありますので、今私としてもいろんな意見を言わせていただけるチャンスかなと思っております。

そういう中では既存の育児サービスなどでも一部自己負担があるために使われていないのかなと思うような支援もありますし、また知られていないのかなという支援もあります。また、例えば子育てママからこの間ちょっと要望を聞いたりしましたけれども、どんな御意見があったかっていうと、ふだんは自分で車を運転しているけれども、おなかが大きくなってきたらタクシーが使いたいからタクシー券があったらいいとか、年末のお掃除は家事代行をやっぴり頼んでみたいとか、病院に行くのに上の子を預けたい、また妊婦健康受診も14回公費負担になっているけれども、どうしても自己負担が発生してしまうので、その部分をカバーしてもらえたらありがたいとか、また出産後は例えば母乳で育てたいと思っても、産んですぐ母乳が出ないお母さんもいる中で、おっぱいマッサージをするといいんですけど、これも1回5,000円ぐらいかかったりとか、また産後のお母さんの体のために骨盤ケアなどを含めた母体をケアするようなこともいろんなメニューはありますけれども、お金がかかるし、またその間赤ちゃんをお世話していただける方がいないとか、そういう話も伺います。

また、令和4年度東大和市では産後ケア事業を取り入れていただきましたけれども、この辺の活用の仕方などについてもいろんなことが考えられるかなというふうには思っているんですけども、このような形で市としてどのようなことができるかと考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 市では令和4年度から産後ケア事業を市内の医療機関及び助産所との連携により実施しております。このことにより産婦の方と地域の助産師等がつながりを持つための機会の創出が図れてきているものと考えております。それぞれの利用のアンケートなども取り始めておりますので、それらの内容も含めながら子育てを行う方が例えばタクシーの利用に使えたり、おっぱいマッサージに使えたりといったような形で、その方の状況に応じたサービスができるような、そういった仕組みを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 5分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

産後ケア事業については、この4月から実施していただいております。使えるっていうこと、使うということに当たっては、この周りにお世話をしてくれる人がいないとか、困っているとかっていうことが多分必要性が認められると自己負担は一部ありますけれども、使えるということで、ただこれが使いたいっていうことを市に相談した上でないと今使えないようにはなっていると思うんですけど、これ例えばクーポン券にした場合、それ持っていったら、その病院なり助産院なりとの予約が必要かと思うんですけど、使えるようになったりっていう、そういう仕組みに変えることはできますか。

○健康推進課長（志村明子君） 現在の産後ケア事業につきましては短期入所が1泊6,000円、通所型が1日2,000円ということで、利用者の方に自己負担を御負担いただいて利用する形となっております。事業の御案内につきましては妊娠の届出のときに御案内をし、申請も妊娠中からできることとなっております。出産の御連絡をいただいた後に予約を直接使いたい医療機関や助産院に取っていただき、利用するような仕組みとなっ

てございます。

この産後ケア事業をクーポン券に変えられるかどうかにつきましては、今後この伴走型支援の出産応援ギフトを考えていく中で、項目の中に加えながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

私としては届出なしでも病院から帰ってきて、こんにちは赤ちゃん事業の前みたいところで、やっぱりちょっと不安だなんていうときに行けたらいいなっていうふうに思っております。今のつくりも出産後1年間の間どこでも行けるっていうつくりも大事ななと思っているんですけど、そのような形で需要を喚起すれば、そこに雇用も新たに生まれますし、そういうことが人材を育てていくのかなっていうふうにも思っておりますので、この辺の使い勝手につきましても今後御検討いただければと思います。

もう一つ気になっているのが、先ほども述べたようにちっちゃな子にまつわる深刻な事情もあるという中で、児童福祉法で決められている特定妊婦という考え方もあります。例えば妊娠していたときに未婚だったり若年だったり経済的に不安だったり、望まない妊娠だったりっていうようなことを抱えている方や、また駆け込み出産などをされるような困難を抱えている妊婦さんたちには、今東大和市ではどのような支援が行われているのかお聞かせください。

○健康推進課長（志村明子君） 令和3年度の実績で申し上げますと、妊娠届出数508件のうち要フォローとなった件数は124件でありました。その主な理由としましては、若年、未入籍、お母様の体調、また御兄弟でフォローを既に行っている方、経済状況などとなっております。また、そのほかにも多胎で妊娠された方、不妊治療を経て妊娠された方などもフォローとすることとしており、きめ細やかな支援を行っております。

フォローに当たりましては御本人の同意を得ることを基本としながら、医療機関などをはじめとする関係機関と連携し、きめ細やかに適切に支援を行っております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。ここについても東大和市として連携を取りながら、非常に重層的に支援をさせていただいているというふうに受け取りましたので安心をしております。

ただ、その上でこの伴走型支援をさらにどのような内容で充実していくのかっていうことは、物すごくこれから知恵を絞っていかなきゃいけないかなっていうふうに思います。既存の預かり保育やファミリー・サポート・センターなどもございますし、この辺も自己負担が補助されるってことになる、また需要が喚起されてくるかなというふうにも思います。

また、厚生労働省から示されている案の中には、妊娠後期の面談をもう一度やるような内容が書かれていたり、また今保育園がいろいろ充実してきていますけれども、就労に関係なくこのゼロ、1、2歳、集団で生活するような機会を保育園で設けられないかみたいなメニューも示されております。

もう一つ大事なことは、今回のこの伴走型相談支援は経済対策と一体的に行われるということで、今508名と言われて、私700人ぐらいかなと思っていたんですけど、例えば東大和市で年間600人ぐらい赤ちゃんが生まれるとしますと、この10万円相当の支援を地域で使っていただけるとすれば6,000万円の経済効果があるわけでございます。

ここをきちんと市内の中で需要を喚起し、雇用を喚起し、そうすることがやっぱり一番人材育成にもつながっていくと思うので、本当に地域の中で雇用、人材育成また地域経済の活性化に結びつけつつ、子育て支援を

充実できるまちとしてつくり込んでいくということが非常に大事だというふうに考えますので、御検討いただければと思います。

公明党が子育ても社会保障だというふうにずっと訴えてまいりました。介護につきましては介護保険ができて20年以上たって、20年前は介護は家族の仕事で、家にほかの人が入ってきて支援してもらうなんていうためらいがあったと認識しています。しかし、今では家族で支えられない場合は介護保険どうぞお使いくださいという形で、社会で介護を支える仕組みとなっています。

子育ても同じように、やはり家族だけでは支え切れない社会の中でどうやって支援をしていくのか。また、支援を受ける側が気持ちよく支援を受けながら、健やかに子供を社会全体で育てていけるのかということが課題だと思っておりますので、ぜひ子育て支援、尾崎市長を先頭に取り組んでこられた東大和市として、今後力を入れていっていただきたいと思っておりますけれども、御決意というか、そのようなものが市としての考えとしてあればお聞かせください。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** いろいろ御意見いただきまして、現在市でも様々な取組を行っているところでございます。今回国が制度設計いたしました、この伴走型の子育て支援ということになりますけれども、交付金に関しましては経済的波及効果もありますし、現在市で行っている事業をいかにそこに結びつけるかというのが、非常に重要になってくるというような認識でございます。

今後におきましても、この新たな伴走型の子育て支援を活用しまして、一層東大和市が子育てしやすいまち日本一に近づくように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** ありがとうございます。今、今回私の話の中ではサービスに偏った話になってしまいましたけれども、当然育児用品、ベビー服やまたミルクなどの消耗品等もこれで使えるようにしていただきたいと思っておりますので、その辺もよくお考えいただきおつくりいただければと思います。1番につきましては以上で終了いたします。

続きまして、2番、命の授業についてお伺いさせていただきます。

先ほど市長、教育長からも御答弁をいただきましたけれども、さらに詳しく現在命の授業で行われている具体的な内容についてお聞かせください。

○**指導担当課長（菅野恭子君）** 具体的な内容としまして、第六小学校の実施例を御紹介いたします。

第六小学校では市内の助産師を外部講師とし、第1学年から第6学年までを対象に、低学年は生活科の授業において、中学年以上は保健の授業において学んでおります。第1学年では赤ちゃんの生命力のすばらしさについて、自分の生命力に気づき、自己の生、この生というのは生きるという漢字で表現するものでありますが、これを肯定できること。子宮の模型を使つての、生まれてみよう体験を実施しております。

第2学年では、体の仕組みについて、プライベートゾーンについても含め自分の体の仕組みを知り、ケアの仕方、男女差、個人差があることを理解することを学んでおります。

第3学年では、生きていることのすばらしさについて、かけがえのない健康や身の回りの清潔等について学び、心や体は環境によって育っていくということを学んでおります。

第4学年では、体の変化と2次性徴、育ちゆく心と体について学び、心と体の変化を知り、性被害の防止について学んだり、赤ちゃん人形のだっこ体験、これを経験したりする中で、妊婦は動くことが大変であることを感じ取り、妊婦に対しての思いやりの気持ちを育てるということなどを学んでおります。

第5学年では、2次性徴、エイズ、性病、DV、プライベートゾーンについて理解し、病気の感染予防に努めることができるようにするとともに、DVについて知ることによって助けてほしいときの相談についても学んでおります。

第6学年では、2次性徴、SNSとの関わり、薬物、たばこ、飲酒について理解するとともに、SNSにより関わりで気をつけていくことなどを学んでおります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、教育長答弁でも一部感想を教えてくださいましたけれども、さらに詳しく児童、教員、保護者の感想を教えてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 児童の感想として、低学年では「赤ちゃんが10か月もかけてお母さんのおなかの中で大きくなるのがすごいと思った」、プライベートゾーンについての学習では「自分だけの大切なところが分かった」、中学年では「赤ちゃん人形をだっこしてみても、赤ちゃんが柔らかくて頭をしっかり支えてあげなきゃいけないと分かった」「自分の命がお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんと、もっとその前の昔の人からつながっていることが分かった。命のリレーだと思った」、高学年では「人の体や命ってすごいことが起きているんだと思った」「自分の体は自分で守れるようになりたい。周りの人にも教えてあげたい」「今ある命をどう輝かせていくのか、自分はどうよりよく生きていくのかを考える機会になった」「命の重さを感じるとともに、限りある命の中、自分はどのように生きていくのか、つながりの中での命をどう輝かせていくのかを考える機会になった」という感想があります。

教員からは、「現場で生命の誕生に関わっている助産師さんから直接お話をさせていただけることは、大変ありがたい。ふだんの授業では伝えにくい部分も分かりやすく教えてください」「学年の発達段階に応じた内容で、毎学年、毎年お話いただけることは大変貴重である」、そして「胎内の赤ちゃんの心音を聞かせてくださったり、胎盤を实际持ってきて、その中身について説明して下さったり、現役の助産師さんだからこそできる貴重な内容であった」「中学生になっても助産師さんの命の授業のことは覚えているようだ。多感な時期にこの授業が少しでも子供たちの心の中に残り、自分や周りの人を大切にすることを成長させてくれていることを望む」「地域の助産師さんに御指導いただく意味も大きいと感じている。子供たちがいずれ大人になり親となるときなどに、命の授業や助産師さんの話を思い出し、再びお世話になることがあるのではないかなと思う」という感想がありました。

保護者からですが、現在はコロナ感染対策により保護者への直接公開が学校公開等で公開できていませんけれども、以前は学校公開などで授業を実施し保護者に公開していたということがありまして、その感想として紹介いたします。「貴重なお話をさせていただけて大変ありがたい。その後、改めて親子で生まれたときの様子を話し、我が子にあなたはとても大切な存在ということ改めて伝えるよい機会になった」「助産師さんという命と日々向き合う方にお話をしてもらって、大切にすることをじっくりと考えるよい機会になった」という感想が寄せられております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

先日、オンラインでしたが私も東大和助産院の助産師さんから、六小で行っている命の授業についての講演を伺う機会がありました。1年生で行う大きな子宮の形の袋に入り生まれ直してみると、子供たちからはいろ

いろいろな感想があることや、おなかの赤ちゃんの心音は大人の心音よりも何倍もすごくて、物すごい勢いで命が育っていること、生まれてくるとき赤ちゃんは自分で生まれるときを決めて生まれてくるなど、命の授業でされているお話を伺いました。

また、各学年ごとで行われている授業の内容は、この数年間にわたり六小の子供たちの反応を見ながら、一緒につくってきた内容だということもおっしゃってありました。

私自身も3人の子供、女の子も男の子も育てた実感からすると、出産にまつわる話は子供がより小さいときのほうが子供にとって、より身近でリアルな話であると以前から感じてきたし考えてもきました。我が家では3人の出産に主人も立ち会っているのですが、生まれたときの瞬間の話も日常の中ではありましたが、命の授業で話してもらえるような体の仕組みや命の誕生する仕組みをより正確に教えることができたかは、今振り返ると疑問です。

私なりに母親としてできるだけのことを伝えたいと思ってきました。が、残念ながら私自身はそのような育ち方をしていませんし、学校教育の中で命の授業を受けたことがないので、小学校で命の授業を受けている子供たちをうらやましいと思います。特に多くの命の誕生に立ち会っている助産師さんから、生まれて間もない時期の子供たちが直接話を聞くことができることは貴重なことだと思っています。

命の授業は生命の誕生について、人間の生物としての仕組みを知るだけでなく、自分の命の貴さや同じく貴い命を持った周りの人たちとの関係についても大きな学びがあります。ですから、家庭でなく学校で学ぶことができることにも大きな意味と価値があると考えます。

命の授業には2つの「せい」への学びがあります。一つの「せい」は生きる書くライフについて、もう一つの「せい」は性別の性、セクシュアルの性です。この2つの「せい」は非常に密接な関わりを持っているにもかかわらず、セクシュアルの性については、特に日本では公の場では閉ざされる傾向にあります。そのことがかえって余計な好奇心となっているのかもしれない。

歴史学者として有名なトインビー博士は、「性が自由に語られるようになれば、いたずらに人々の興味をくすぐることがなくなり、性は人間の生活の中で正しい位置を占めるようになるでしょう」とおっしゃっています。命の授業では、この2つの「せい」に関する学びを生命の尊厳に基づいて学んでいると思います。

また、大きな意味では先ほど取り上げた少子化の問題の根幹に関わる問題であり、また子供たちを取り巻く虐待や自殺と命に関わる悲しく深刻な問題解決の根幹に関わることも私自身は考えております。現在文部科学省では生命の安全教育の学習指導要領がつけられており、今後学校教育の中で生命の安全教育が行われます。そのことを踏まえても、東大和市で行われている命の授業は大変に有意義な取組だと思いますが、今後の取組も含めまして、教育委員会からの御所見をいただければと思います。

○**教育長（真如昌美君）** 今お話を聞いていましたけれども、ここに来て保護者の方が、非常にそういった学校の取組についての様々なものに注目されている方は大変多くなってきています。ほかのことについてもそういうのでPTAの懇談会なんかは私たちも出ますけども、その中でも新しい指導について、どういうふうに進めているのかというような、そういうお願いが伝わってくる場合があります。私たちも今お話聞きましたので、直接また保護者の方と、またそれから学校の校長先生含めて、そういった指導、学習の内容、そういったものを考えながら、どのようにしていけば一番いいのかということを考えていきたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

○18番（東口正美君） 今後も東大和市として、さらなる展開をしていただけるというふうを受け止めております。この東大和市の命の授業が、これからを生きる子供たちの生きる力になることを強く望んでおります。何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、3番、多摩湖駅伝について伺わせていただきます。

多摩湖駅伝に限らず多摩湖ランの推進を一貫して訴えてきたわけですが、この多摩湖駅伝がその中でも一番多摩湖の周りにたくさんの人たちが来てくださるということを経験して、3年前、4年前まで見てきたわけで、見に来てくれる人たちにもすごい楽しんでもらいたいなというふう以前から思っておりまして、様々な提案を折々にさせていただいてきました。

この11月3日にコロナ禍でもありましたけれども、都立狭山公園でSAYAMA HILLS DAYという狭山丘陵フェアが行われておりまして、多くの親子連れなどの方たちが楽しんでおりました。また、今ここで多摩湖駅伝が再開されるということをお聞きすると、そのような賑わいを多摩湖駅伝と一緒にできないものかというふうも思うわけでございまして、多摩湖は東大和市で都立狭山公園は東村山市という違いはあるんですけども、この都立狭山公園を巻き込みながら、このSAYAMA HILLS DAYのときにはキッチンカーとかも出てにぎわっていたわけなので、そういう取組と一緒にするようなことができないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） キッチンカーなど飲食店の出店についてでありますけれども、多摩湖駅伝大会におきましては、これまで出店数は多くはないものの飲食事業者等に御協力をいただきながらお弁当や飲料、こういったものを販売するブースを設けてきた経過等がございます。しかしながら、令和5年3月開催の第33回多摩湖駅伝大会におきましては、コース規模の縮小に加えまして新型コロナウイルス感染症の影響等も鑑みたく中で、またお弁当が売れ残った場合のリスク等も考慮し、実行委員会といたしましては、飲食についての販売ブースについては設置をしないということで決定をしているところであります。

一方で、今議員のほうからは都立狭山公園におけるキッチンカーの飲食店としての出店ということでお話を伺ったところでございますけれども、今回都立狭山公園の指定管理者のほうに多摩湖駅伝大会におけるキッチンカーの出店について打診を行ったところ、いただいた回答といたしましては、現時点ではその予定はないということでありましたけれども、仮に出店する場合には桜の開花、こういった時期であったり、また新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえながら、開催時期が近づいた時点でまた決定したいという、そういった回答を得たところであります。

生涯学習課といたしましては、お越しになられた方々にも楽しんでいただくことができ、また、こうしたキッチンカーなどの出店がその場の雰囲気盛り上げ、集客にも大いに期待ができるというふうにご検討しておりますので、都立狭山公園の指定管理者には引き続き積極的にアプローチをしてみたいと考えているところであります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

多摩湖駅伝が陸上競技として、また実行委員会の方たち、陸協の方たちに御協力いただきながら、きちんとその競技として実行していくことが物すごく大変だということも理解しています。特にマラソンと違って、どうしてもたすきの渡すところとか、非常に運営にも色々かかるといことも理解をしております。なので、この生涯学習課だけでずっとこういくのか、このSAYAMA HILLSの先ほど言ったのは多分、産

業振興課とかが関わって東大和市のブースも出ていましたので、なので何とかここが多摩湖駅伝は伝統としてずっと続けていくというふうなことを考えていく中で、市全体でここに併せて地域を盛り上げていけるようなものをやっぱりもう一重、考える時期に来たかなと。

コロナもありますので慎重にならざるを得ないんですけども、プラス何ができるのかっていうことが両市、地域、特にこのSAYAMA HILLS RIDEみたいなことも含めて、この地域一帯でっていう中でありますので、何とかそこをこの多摩湖駅伝がリードをして、投げられるとこはほかに投げて、楽しくてしかも競技としても力が発揮できるようなものを今後考えていただきたいと思っております。

続きまして、今回は公園周回コースだけというふうになりますけれども、当然多摩湖の堤体工事が終われば周遊コースも復活となりますが、今の段階で分かる範囲で今後の見通しをお聞かせいただければと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 東京都水道局からの情報によりますと、村山上貯水池堤体強化工事につきましては、令和5年度までかかる予定であるという内容でお話を伺っているところであります。しかしながら、園庭通路や歩道の整備が完了したとしても、園庭通路の拡張に伴います市道の接続工事が令和6年度と令和7年度に予定されておりますことから、こうした整備等が全て完了し供用が開始され使用できるということが確実にになった時点で、これまでの多摩湖周回コースに戻すための検討が可能になるというふうに考えているところであります。

なお、これらの工事につきましては遅延であったり、変更等も考えられますことから、工事の進捗状況等につきましては、引き続き確認をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。様々変化に対応していただきながら大変だと思いますけれども、確実にコースとしてはよくなるのかなという期待もしておりますし、そういうふうに思いますと、なかなか道を広げたり土木の工事っていうのは、なかなか先が見通せないですけど、もうちょっとここ広がったら走りやすいのと思う場所も何か所かやっぱりあるわけで、この多摩湖駅伝をやりながら、そこがそのような整備が今後も堤体工事だけじゃなくて進んでいったらいいなと思いますし、期待もしております。

この多摩湖駅伝の質問からは10年以上がたち、その間ランニングステーションなどもできてまいりました。最近ではこのランニングステーションを拠点にランニングの強化合宿なども行われているというふうに聞いております。また、都立狭山公園の太陽広場がこのランのためのクロスカントリーコースとして非常に有意義だということで、ここで練習した方が——大学が練習しに来たんですけど、全国の駅伝大会に出れるようないい内容の練習ができたりしているということも聞いております。

また、多摩湖周辺は市街化調整地域でもあるので、簡単には大きく変化することができないと思いますが、狭山丘陵に魅力的な遊具が設置されるという話もありました。今ある資源を組み合わせながら多摩湖をさらに魅力アップさせて、東大和市を盛り上げていきたいというふうに強く思っております。

先ほど言ったようなランニングステーションや、また都立狭山公園なども連携しながら相乗効果を生んでほしいということを強く思っておりますので、この伝統の上にさらなる発展を期待しておりますけれども、今後の取組、どのようにお考えかお聞かせください。

○教育部長（小俣 学君） 多摩湖駅伝大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、平成31年度から令和3年度まで3年連続で中止を余儀なくされてしまいました。また、新型コロナウイルスの感染症につきましては、市民の皆様等の生活スタイルや行動、そしてランニングステーションを含めた周辺施

設や環境にも大きな影響を及ぼしてきたと、そのように考えております。

そこで、ランニング環境の向上というのは行政の力のみで実施していくことはなかなか難しいものというふうに考えておりますが、今議員のほうからはランニングステーション、それから都立狭山公園との連携ということでもお話をいただいたところでございます。東大和市を盛り上げて、さらなる発展を遂げるためには市内外の事業者をはじめ、それから地域の皆様方の御協力が必要不可欠であると、そのように認識をしているところであります。

また、当市には狭山緑地や多摩湖というかけがえのない自然がございまして、こうした狭山緑地や多摩湖周辺の自然環境と共存をし、これらの地域資源を相乗的に機能させながら地域を活性化していくと、そういう観点での取組も必要になるというふうに考えてございます。

令和4年度開催の——今回のですね、第33回の多摩湖駅伝大会につきましては、4年ぶりの開催ということになりますので、担当者をはじめ実行委員会では、まずは伝統あるこの大会を再開させることに重きを置いているところでございます。今後も伝統ある多摩湖駅伝大会がより一層充実をし、発展することができますよう引き続き、産業振興課をはじめとする関係部署の協力を得ながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。今後とも大いに期待しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和4年第4回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回は私は大きく3点にわたりまして質問をさせていただきます。そして、今朝のサッカー日本代表の歴史的勝利のドーハの歓喜の余韻の中で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目は、中学校部活動の地域移行についてであります。

公立中学校における部活動の位置づけとして、子供が運動や文化活動を楽しむことにあり、教育課程である授業とは違い部活動は課程外の活動として位置づけられています。自主的活動なので活動の時間に制限はないことから休日でも部活動は実施されているものの、自主的活動であるがゆえに活動が過熱しがちという点があり、歯止めがかからないまま活動内容が巨大化し、人材、場所、賃金などが足りないという状況が生じていま

す。この足りなくなった部分を補うため、部活動を担当する教員の負担は増え続けてきたことから、部活動の改革が叫ばれるようになってまいりました。

このような中で東大和市においても、来年度から少しずつ地域移行を図っていく方向だと伺っております。ただ、地域移行にした場合、スポーツ団体に対する費用負担が保護者にかかってくるのが懸念されるため、負担軽減を図れるかが重要となります。また、地域移行といってもスポーツ団体が継続的に実施していけるかななどの問題もありますので、そこも含め検討していくこととなります。いずれにしても部活動の位置づけである子供が運動や文化活動を楽しむことについて支障が出ないよう、しっかり検討してもらいたいと思います。

そこで、①といたしまして、国は令和5年度から3年間かけて休日の部活動について、運動部だけではなく文化部も含めて学校の管理下ではなく、地域のスポーツクラブや民間のスポーツ教室などへの「地域移行」を進めることにしていますが、現在の進捗状況について、以下伺います。

ア、国の方針と当市の方針についての見解と部活動の位置づけについて。

イ、地域移行が困難な部活動への対応について。

ウ、専門的な指導経験があり、休日の部活動の指導を希望する教員への対応について。

エ、学校や顧問教員の意見聴取について。

オ、生徒や保護者の意見聴取について。

カ、指導の対価について。

キ、部活動コーディネーターの活用について。

ク、モデル事業としての進め方について。

ケ、今後の進め方について。

次に、2点目といたしまして、ジェンダー平等に配慮した学校環境についてであります。

一般的に自分の性に対する違和感を覚えるようになるのは思春期が多いと言われていますが、既に小学校低・中学年の児童期に、同性の友達との違いに違和感を覚えるようになることも多いようです。これまでの学校教育の中では便宜上、外見上の男女を前提に授業や行事が進められてきましたが、性的嗜好を理由にいじめを受けて不登校傾向になるという事案が起きているということが分かり、小学校現場でもLGBTQや多様な性に対する教育が多く行われるようになってきたように思います。また、最近の子供たちは発育が早いこともあり、小学校現場での特に低学年の更衣場所の確保についてお声をいただきます。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、2006年6月、文部科学省は「身体検査や体育の授業時の着替え、修学旅行の宿泊などは男女同室にしないよう」とする通達を出していますが、国の通達に対する市の見解について。

②といたしまして、身体検査や体操服への着替えの現状と課題について。

③といたしまして、LGBTQにも配慮した学校環境の整備について伺います。

最後に、3点目といたしまして、ごみ対策についてであります。

プラスチックごみの削減とリサイクル促進を目的としたプラスチック資源循環促進法が施行されました。新しい法律の施行は、資源を持続的に使い回す循環型社会への構築への取組につながっています。同法の柱の一つは使い捨てプラスチック製品の提供方法の見直しであります。具体的にはスプーンやフォーク、歯ブラシ、ストローなど政令で定めた12品目について有料化や軽量化、代替素材への転換、受け取り辞退者へのポイント付与などの取組を事業者が進めています。セブン-イレブン・ジャパンは植物由来の素材を30%配合した使い

捨てスプーンとフォークを導入、帝国ホテルでは歯ブラシの柄などを竹製に順次切り替えるなど、こうした取組が徐々に広がっています。

もう一つの柱はプラごみの回収方法の変更です。既に回収の仕組みがある容器包装やペットボトルとともに、文房具やおもちゃなどのプラごみを一括して収集することで、リサイクルを一層推進することが狙いです。プラごみについては川や海へ流れ出て生態系に悪影響を及ぼすことへの国際的な危機感の高まりがあります。世界有数の排出国である日本が削減に取り組む意義は大きいと思います。

また、同法施行を契機に一人一人がライフスタイルを見直し、プラごみをできるだけ出さないようにしていくことも大切です。

公明党は、地球環境保護の観点からレジ袋有料化の早期実現のほか、2030年までに使い捨てプラスチック排出量を25%削減することなどを政府に提言してまいりました。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、日野市はプラスチック削減の取組の一つであるレジ袋の削減を目的とした「レジごみ袋」の導入及び販売の実証実験を実施しております。本市としても有効な対策であると考えますが、市の見解について。

②といたしまして、小売店での食品ロスの削減を進めるためのSNSを活用した情報発信の検討状況について。

③といたしまして、資源物のステーション収集は不法投棄の温床になりやすいと考えますが、資源物を戸別収集に移行することはできないのか、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、部活動の地域移行についてであります。国の方針では子供たちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる地域における新たな環境を構築していくことの必要性が示されております。市も同様に実情に応じて取り組んでいきたいと考えております。

また、部活動の位置づけにつきましては、学校単位から地域単位での活動への移行を段階的に進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、地域移行が困難な部活動への対応についてであります。当面の間は学校単位で課題の整理をしながら対応してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、休日の部活動指導を希望する教員への対応についてであります。教員の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、休日の部活動指導を強く希望する方もいることから、こうした教員が地域で指導できるようにすることは必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、部活動の地域移行に当たっての意見聴取についてであります。学校や顧問教員につきましては、現在中学校校長会と連携し随時情報交換を重ねているところであります。また、生徒や保護者につきましては、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に向け、今後意見聴取の実施について検討してまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、指導の対価についてであります。地域のスポーツ団体等が部活動の指導を行う場合は、指導に対す

る対価として会費を支払うことが必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、部活動コーディネーターの活用についてであります。部活動の地域移行を進めるため、関係者との連絡調整や指導、助言等を行う部活動コーディネーターにつきましては、その配置等について今後研究してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、モデル事業についてであります。モデル事業として地域移行を進めるためには、地域のスポーツ・文化芸術分野に関する環境整備を進めていく際、単に学校、中学生の生徒の活動機会を確保するという観点だけでなく、地域住民にとりましてもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となる必要があると認識しております。詳細につきましては、教育委員会をお願いします。

次に、今後の進め方についてであります。令和5年度につきましては市内等において活動している団体や組織からモデル団体を指定し、地域移行の取組を開始してまいります。また、その後につきましても段階的な移行に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、ジェンダー平等に配慮した学校環境についてであります。国の通達にありますように児童・生徒の発育状況の変化等について、以前と比較しても早期化しているため、可能な限り子供の個人差に配慮した環境を整えることが望ましいと考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、LGBTQ、いわゆる性的少数者に配慮した学校環境の整備についてであります。多様性を尊重し子供たちが安心して学校生活を送ることができるような環境の整備は重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、日野市で行っているレジごみ袋の実証実験についてであります。レジごみ袋は買物時にマイバッグを忘れた場合等にレジ袋として購入した後、市の指定収集ごみ袋としても使用できるものであります。現在は実証実験として実施しておりますことから、今後は実験の結果について情報を収集し研究してまいりたいと考えております。

次に食品ロスの削減についてであります。市では食品の売れ残りを削減し、ごみとしての排出抑制を図るため、インターネット上でその商品の割引等の情報を発信し、広く市民等に利用していただく仕組みについて、現在検討しているところであります。

次に、資源物を戸別収集に切り替えることについてであります。資源物の戸別収集につきましては、収集箇所の増によるコストの問題や既存ステーションの閉鎖後の活用など、様々な課題があるものと捉えております。今後も引き続き資源物の戸別収集につきまして検討してまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、国の方針と当市の方針についての見解と部活動の位置づけについて御説明をいたします。

中学校の部活動を取り巻く環境は近年大きく変化してきており、少子化の進展が今後も見込まれております。国の方針では、将来にわたって我が国の子供たちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を地域で構築する必要性が示されております。

教育委員会においては、改革、改善が求められている内容について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、部活動の位置づけについては、今後学校単位から地域単位での活動へと変化していくことが求められており、柔軟かつ段階的に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域移行が困難な部活動への対応についてであります。部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことができる部活動指導員等の活用を拡充することで対応してまいりたいと考えております。

また、部活動指導員等の配置ができずに指導を望む教師もいない部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施を検討し、生徒にとって適切なスポーツ環境を確保してまいります。

さらに、地域での受皿となるスポーツ団体等を十分に整備していくことも必要であると認識しております。

次に、専門的な指導経験があり、休日の部活動の指導を希望する教員への対応についてであります。スポーツや文化芸術分野の指導に関して、高い能力や意欲がある教員が地域の子供たちなどのために、その指導力を十分に発揮できるようにすることは必要であると認識しております。今後教員が地域で指導することができるよう兼職・兼業の在り方について検討してまいります。

次に、学校や顧問教員の意見聴取についてであります。現在中学校長会において部活動の地域移行に向けた国や市の方針等について確認するとともに、中学校の現状や要望等について情報交換を行っているところであります。

次に、生徒や保護者の意見聴取についてであります。できるだけ多くの生徒に対してスポーツや文化・芸術分野に親しめる機会を確保するため、運動部活動に所属している生徒だけを想定しているのではなく、文化部活動に所属している生徒や運動の苦手な生徒、障害のある生徒なども含め、希望する全ての生徒を想定した意見聴取の実施について検討してまいります。

次に、指導の対価についてであります。地域のスポーツ団体等に対して指導の対価が支払われることは、スポーツ団体等が継続的・安定的に活動の機会を提供していくために必要なことであると認識しております。ただし、保護者にとって大きな負担とならないよう、適正な運営のために必要な金額を設定する必要があると認識しております。

次に、部活動コーディネーターの活用についてであります。国は次年度から本格的な部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動の移行に向け、関係者との連絡調整や指導、助言等を行う総括コーディネーターや、中学校との連絡調整や指導者の派遣、管理を行うコーディネーターを、自治体に配置して体制整備を進めることとありますので、教育委員会におきましても部活動コーディネーターの配置等について、今後研究してまいります。

次に、モデル事業としての進め方についてであります。中学生にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築を目指すだけでなく、行政やスポーツ関係団体、学校等との連携や指導者の活用等が充実されるとともに、幅広い世代が参加する地域スポーツ環境を構築することで、どの世代にとっても生涯を通じた運動習慣づくりが促進されるようなモデル事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。令和5年度については市内等において活動している団体、組織からモデル団体を指定し、まずは運動部活動に関し段階的に生徒の受入れ、あるいは学校施設を活用して新たな活動を始めるなど、実情に適した地域移行の取組を始めてまいります。

次に、ジェンダー平等に配慮した学校環境についてであります。国の通達についての市の見解ですが、現在では以前と比較すると発育がよく、低学年であっても異性の前で着替えをすることに違和感を持つ子供たちもいることが考えられることから、可能な限り子供の個人差に配慮した環境を整えることが望ましいと

考えております。

身体検査や体操服への着替えの現状と課題についてであります。小学校におきましては教室に部屋を2分するカーテンレールが設置されており、カーテンで閉じて男女分かれて着替えをしたり、水泳の授業等において複数クラスで着替えをする際は、男女の着替える場所を学級ごとに指定したりしております。

また、身体検査につきましては体操着で保健室まで行き、保健室の中に個別の着替えるスペースをカーテンで区切り、診察の直前で着替えられるようにしたりしています。

次に、LGBTQ、いわゆる性的少数者にも配慮した学校環境の整備についてであります。現在のところ具体的に配慮した事例はございませんが、多様性を受容する環境を整えることで、LGBTQの当事者だけではなく、全ての子供たちの心理的な安心感を上げられるよう、今後調査研究をしまいたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 詳細に御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、中学校部活動の地域移行についてでございますけれども、こちらの部活動ガイドラインの改定案がここに来て公表されるなど、まだまだ手探り状況かとは思いますが、現在のお考えなどを伺わせていただいております。まずはスポーツ協会や文化協会など、各団体との意見交換など、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 意見交換などの進捗状況としましては、スポーツ協会、文化協会等の関係者による連絡会を複数回実施いたしました。内容につきましては市内の中学校部活動の現状や各団体の活動内容について情報共有するとともに、運動部及び文化部活動の地域移行に関する国や市の方針等を基に、中学校部活動を取り巻く現状と改革の方向性、地域における新たなスポーツや文化芸術環境の在り方、指導者の質の保障と量の確保等について共通理解を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） では、次に学校によって地域移行への考え方の相違があるのではないかというふうに思われますけれども、学校側との意見交換などの現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 中学校長会において国や市の方針及びスポーツ協会や文化協会等の各種団体の状況等について、定期的に情報提供を行っているところです。また、本市の状況に応じて柔軟かつ段階的に部活動の地域移行を推進していくことについて、共通理解が図られているものと認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 共通理解が図られているということで安心をいたしましたけれども、それでは、この地域移行が困難な部活動の対応についてでございますけれども、部活動指導員等の活用を拡充するとの教育長の御答弁でありましたが、部活動指導員の現在の配置状況と、今後どのように採用し広げていくお考えなのか、お

伺いたします。

○教育部参事（小野隆一君） 部活動指導員の現在の配置状況につきましては、全中学校に計10名以上配置しているところでございます。今後の採用については元教員の活用や各種競技団体との連携により広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、部活動指導員の資格要件について教えてください。

○教育部参事（小野隆一君） 資格要件につきましては教員免許を有する者、中学校、高等学校等での外部指導員経験がある者、大学、スポーツクラブ等でのコーチ経験がある者等としており、必ずしも指導者資格の取得を義務づけてはおりません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、部活動指導員と外部指導員の違いについて教えていただけますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 部活動指導員は部活の顧問として指導を行い、大会への引率も可能でございます。一方、外部指導者は顧問の教員と連携、協力しながら技術的な指導を行うこととしており、顧問が不在の場合は学校における活動、大会、練習試合の引率ができないことが違いとして挙げられます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、地域移行によって平日の部活動と休日の部活動において指導の方向性が違ってくるおそれがあるのではないかというふうに思うのですが、その点についてはどのように捉えていらっしゃるのか伺いをいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 休日と平日の指導者が異なる場合についてでございますが、そういった場合には指導方針の違い等により混乱が生じるおそれがございます。必要に応じて指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図っていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） そうですね、その連携が大事だというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、ウに移りますが、文部科学省やスポーツ庁から発信されている「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」には、地域部活動において休日の指導を希望する教師は、教師としての立場で従事するのではなく、兼職・兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することとありますが、教育委員会のこの内容についての見解をお伺いいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 地域部活動において休日の指導を希望する教師の意思を十分に確認し、勤務校等における業務内容や負担も勘案するとともに、円滑に兼職・兼業の許可が得られる運用に向けて、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） この地域部活動の運営主体の下で従事するっていうことがすごく気になるのですが、ここを柔軟に進めていただければというふうに思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、カの指導の対価についてでございますけども、家庭の事情、例えばお金の工面ができないなどで、参加したいけど我慢しなければならないような不平等があってはいけないと私は考えるのですが、その点につい

ての教育委員会の見解をお伺いいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 指導の対価につきましては、家庭の経済状況等にかかわらず、誰でもスポーツに親しむ機会を確保することは重要な課題であると認識しております。

今後、経済的に困窮する家庭の生徒に対する補助等について、国や東京都の動向や他自治体の状況等も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお伺いをいたします。

指導者に対する対価もそうですけれども、地域部活動の場所や用具の確保に当たっては、使用料を要する場合がありますというふうに考えられますが、費用についてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○生涯学習課長（高田匡章君） 部活動の地域移行に当たっての施設使用料など費用面についてでございますけれども、施設の利用または使用に当たりましては、原則それぞれの施設の設置または費用条例等に基づく規定の適用を受けるというふうに認識をしているところであります。

一方で、これらの施設使用料等がスムーズな部活動の地域移行や中学生等をはじめ地域移行に協力をしようといった、そういった多様なスポーツ団体の活動に大きな支障を及ぼすことがないように、引き続き国や東京都からの通知のほか、他自治体の状況等も参考に研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 活動の支障にならないように、よろしくお伺いをいたします。

次に、今後進めていく中で地域部活動と地域団体とでスポーツ施設や学校施設の競合が考えられるというふうに思うのですが、その点についてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○生涯学習課長（高田匡章君） 部活動の地域移行は学校部活動を地域が受皿となり受け入れるものでありますけれども、受入れ団体につきましては、新たなスポーツ団体の設立であったり、既存スポーツ団体であったり、またクラブチームであったり、その対応は様々であり、議員御指摘のとおり団体間で施設の使用等に関し競合が懸念されるところであります。

当市は、多摩地区の同規模人口の他市と比較をいたしまして、スポーツ施設が不足している状況にあります。また、部活動の地域移行に伴いまして地域団体で行われるその活動量、こういったものの増加も考えられますことから、これらの懸念を解消するためには、やはり学校体育館であったり学校の校庭、こういった施設を積極的に活用する必要があるものというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお伺いをいたします。

それでは、この項目の最後になりますけれども、令和5年度の進め方については学校単位ではなく運動部活動単位で進めていくとの方針であるというふうに私理解をしたのですが、その点についてお伺いをいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 令和5年度の進め方については、全ての部活動を一度に地域移行することは難しいと考えております。まずは運動部活動に関し地域移行のモデル団体による取組を開始し、当面の間は学校単位と地域単位を並存させながら、生徒の多様なニーズに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今の段階で疑問に思っていることを様々お伺いをさせていただきましたが、簡単に進むような問題ではない

なというのが実感でございました。進め方も大変だというふうに思いますが、政府の方針を踏まえながらも、何よりも今後も子供たちが文化、スポーツに親しめる機会の確保をよろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

2番目のジェンダー平等に配慮した学校環境についてでございますけれども、先日お邪魔した小学校では児童、男女の分け隔てなく、何々さんと先生が呼んでいました。ジェンダー平等に配慮した一つだというふうに理解をしたのですが、そのような認識でよろしいのか。また、市内全ての小・中学校でそのような対応をされているのかお伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君）さんづけでの呼名でありますけれども、これは性別に関係なく人格を尊重するという趣旨から使用しております。教育指導課では毎年市内の学校を指導訪問する際ですとか、年次研修などにおいて、東京都が作成しております人権教育プログラム、これを使用し教師の人権感覚について指導をしております、名前を呼ぶときはあだ名や呼び捨てにせず、敬称をつけて呼ぶことについて指導をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君）私の時代では全く考えられないようなことでしたので、とても新鮮な思いをいたしました。

次に、市内小学校の学年ごとの体操服や水着の着替えの現状についてお聞かせください。また、学校により対応が異なっているのかというふうに思いますが、実態調査も含め現状と課題についてお伺いいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君）小学校の学年ごとの体操着や水着の着替えの現状ではありますが、10校中2校は1年生から学級内に着替え時に使用するカーテンレールを設置しており、1年生から1教室をカーテンで2分して、男女分かれて着替えをしておりますけれども、ほかの学校の多くが中学年からカーテンレールが設置されているため、中学年から男女分かれて着替えをしているという現状であります。水泳の授業の際はカーテンレールで仕切って着替えをする学校もありますが、学年等複数学級で授業を行うため、多くが男女で着替える教室を分けて着替えをしております。

課題についてでありますけれども、小学校の低学年におきましては着替えをする際に支援が必要な児童が複数いる際、場所を分けて複数体制で支援するということが人的に難しい場合があることなどもあります。また、着替えの環境について、先ほど申し上げたように学校ごとに差が生じているため、これらを踏まえまして、今後各学校で共通した環境整備について検討をまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君）よろしく願いいたします。実際の知り合いの先生にインタビューをいたしましたら、「もう低学年、特に1年生は更衣するだけで大仕事です」と、「更衣室に移動すること、自分の脱ぎ着したもののや帽子、体育館シューズの整理や管理、さらに着替えたくない子やゆっくりの子、低学年に入ってくる支援員さんのサポートを受けて、やっと体育の授業に辿り着くことができる状態です。だんだん慣れてはきますが、大概の子は自分のことに精いっぱいですし、自教室で更衣しているほうが教師の目も届きやすいことは確かです。恥ずかしいと思う気持ちは大事にしつつ、保育園や幼稚園で一緒に生活してきた感覚で、男女の隔てなく困っている子のお世話をするような子の姿も大事にしていきたいというふうに思うのは、これは教師目線かもしれません」と。「ただ、押しなべて低学年まで早急に別々にすることを早めるべきことなのかなというふうに思います」というふうに、これ市内の先生ではないんですけども、このようにおっしゃっております。

それでは、この2006年6月文部科学省の学校における男女の扱い等に関する調査では、キャンプや林間学校、修学旅行などの宿泊を伴う活動の状況では男女同室で宿泊をしている。これは体育館や公民館などで宿泊を行っている場合なども含んでいるようでございますけども、一定程度の学校ではこのような結果が出ておりました。東大和市ではそのようなことはないという認識でよろしいのか、お伺いいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本市では、小学校及び中学校の宿泊を伴う移動教室や修学旅行等において、男女別室で宿泊をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。宿泊する階も別々にしているということで伺っております。

次に、LGBTQという観点から考えてみましょう。自分の体に違和感がある、あるいは既に心と体が明確に違うという認識を持つとされる人は13人から14人に1人の割合でいるというふうに言われています。小・中学校においてもカミングアウトしていないだけで、高い確率でいるのだらうというふうに思います。

その児童・生徒が同性と同じ部屋で着替えていた場合、異性と着替えていることとなります。必然的に見たくない、あるいは見られたくないといった苦しい思いをして着替えているのではないかというふうに思います。着替えについては男女別の配慮に加えて、LGBTQの当事者に目を向けた配慮も大事ではないのかというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 今お話がありましたように、全ての児童・生徒が安心して着替えができる環境を整えることは大変重要だと考えております。現在学校では保護者と担任や養護教諭、管理職などで事前に情報を共有し、児童の特性などによって個別の場所を着替えを実施している場合もあります。

今後も引き続き子供や保護者が環境について学校に相談しやすい状況が保てるよう、市内の学校に指導してまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお伺いいたします。

先ほどの教育長の御答弁では、このLGBTQに具体的に配慮した事例はないとのことでしたが、そのような児童・生徒が登校していた場合の対応としてはどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 早急な対応といたしましては、教職員によるソフト面での配慮が必要だと認識しているところでございます。一方、施設整備などハード面での対応につきましては、整備計画を立て計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） それでは、この項目最後の質問になりますけども、文部科学省の小学校施設整備指針には、児童更衣室は児童に利用しやすい位置に男女別に計画することが明記されています。教育委員会のこの指針に対する認識と、今後はしっかりこの整備計画を立て現場任せ、簡易な対応に任せるのではなく、予算化し、その必要性と方向性を明確にするべきだというふうに考えますが、見解についてお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） この小学校整備指針につきましては、学校施設の計画、設計をするに当たり、学校教育の場として適切な環境を確保するために留意事項として示されたものであります。学校の建て替えや大規模改修の際には本指針の留意事項に十分配慮し具体化を図るなど、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。具体的に進むことを期待しております。

松本市では令和5年度から、このLGBTQに配慮をしたバリアフリーの共用トイレの整備を13校で進めるそうでございます。同じようにというわけにはいかないと思いますが、子供目線での整備を要望させていただいて、この項目を終わりにしたいと思います。

では、次の項目に移ります。ごみ対策についてでございます。

まずは日野市で行っているレジごみ袋について伺いますが、内閣府は先月の25日、レジ袋有料化やプラスチックごみ削減を目的とした新法施行後、マイバッグ持参など行動を変えた人が58.8%、以前から行動を取っていた人が19.3%、合わせて約8割の人がアクションしたとする世論調査の結果を発表した。施策を推進する環境省の担当者は、有料化や法施行が消費者の意識や行動の変化につながっていると評価したとの新聞報道等がありました。

行動を変えた人は男性53.8%に対し女性は63%、年代では60代が66.1%で最も多く、52.2%の30代が最も少なかった。レジ袋有料化への対応に関する質問では、有料化後から辞退が44.1%で、以前から辞退は16.1%だった。一方、無料なら受け取る25.3%、有料化後も購入は13.3%だった。この調査結果を見ますと、だんだんとこの意識が高まっており、早い段階においてこの日野市のレジごみ袋を導入する、この東大和市としてもチャンスだというふうに考えますが、その点についていかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） ただいま議員から御紹介いただきました調査にもございますように、レジ袋の有料化に合わせまして、マイバッグ持参などの行動を変えた人が増えてきた中での、この日野市の取組でございますが、こちらはマイバッグを忘れたときなどに、単にごみとになってしまう袋ではなく、レジ袋ではなく、指定収集ごみ袋として活用できるということで、このレジごみ袋を購入することで、本来2枚ごみとになってしまうところを1枚で済むということから、効率的にごみを減らせる手段になり得るというふうに認識しております。

また、産官学連携での取組ということで、取組方法といたしましてもよいものであるというふうに捉えております。

一方、これから実証実験を行うということでございますので、当市での導入につきましては、今後の動向も見ながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、東大和市一般廃棄物処理基本計画「東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」（ごみゼロプラン）ですけれども、こちらに照らして考えても市民の意識改革の一助になるのではないかとこのように考えますが、その点についていかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 東大和市一般廃棄物処理基本計画に照らして考えてみますと、ごみ袋は毎日のように消費されるということから、発生・排出抑制の観点からも有効な手段になり得る施策の一つであるというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 有効な手段であるという御答弁でございましたけれども、ぜひ前向きに検討していただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、食品ロスの削減についてでございますけれども、先ほどの市長の御答弁でSNSを活用した情報発信について、これ広く市民に利用していただく仕組みについて、現在検討しているとのことでした。この取組もと

でも大事だというふうに思っております。もうすぐにも進めていただきたいというふうに考えておりますが、再度御所見をお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 食品廃棄物につきましては重さがありますので、食品ロスの削減の取組については効果的であるというふうに考えております。現在担当課のほうで食品の売れ残り商品につきまして、インターネット上で当該商品についての割引等の情報を発信しまして、広く市民等に利用していただきまして、排出抑制を図る仕組みを検討しております。時期についてはまだ決まっておりませんが、導入に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 早い段階での導入を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、ステーション収集について伺いますが、ステーション収集は不法投棄の温床となりやすく、現に不法投棄と併せてポイ捨ても散見されますが、その対策についての考えをお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 資源物のステーションにつきましては、ステーションを利用する地域の方が清掃管理をしていただくことになっておりますが、市では不法投棄のパトロールの実施や収集業者と連携を図り、不法投棄やポイ捨てが散見されるステーションに対しまして、看板の設置や現場の状況を把握しまして個々の対応を取るなどの取組をしております。

個々の対応としての例といたしましては、雑草などが繁茂した場所等では、こちら不法投棄が起きやすい環境になり得るということから、ステーションの利用者の方々に、よりよいステーションの環境づくりについて助言などをさせていただきながら、ステーションの適正管理をお願いしているところであります。

今後につきまして市の公衆衛生の向上を図るため、不法投棄への対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく申し上げます。

これで最後の質問になりますけれども、資源物以外でも宅地開発地域等において、このステーション収集を継続しております。宅地開発が進めば進むほど、このステーション収集が増えてくるというふうに思うのですが、開発地域にお住まいの方々からも戸別収集に変更できないのかとのお声を多くいただいております。その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 宅地開発におけるステーション収集につきましては、市の規定によりまして、開発業者はごみ集積所を設置しまして、設置したごみ集積所は原則市に譲渡することとしております。開発地域の戸別収集への切替えに当たりまして、収集運搬経費の増やごみ集積所の閉鎖後の活用など、様々な課題があるのではないかと考えております。今後も引き続き宅地開発地域の戸別収集につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。このステーション収集には様々な問題や課題がたくさんあり難題ではありますが、こちらも前向きに検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 博 之 君

○議長（関田正民君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

〔11番 森田博之君 登壇〕

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和4年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は中学校部活動の地域移行についてと事務改善提案制度についての2点でございます。

まず1点目ですが、中学校部活動の地域移行についてです。

11月初旬、福岡市の高校で令和2年、剣道部の高1女子生徒が部活顧問による暴行や暴言が原因で自殺するという事件が明らかになり、学校側も不適切な指導があったと認め、謝罪していたことが分かりました。暴行や暴言の現場や思い詰めている女子生徒の気持ちを想像しただけでも胸が苦しくなります。

女子生徒は剣道部の特待生で私立高校の部活動でのことでございますが、中学校の部活動においても同じことがないとも限りません。特に今後の中学校の部活動が段階的に地域移行していくに当たっては、指導者の不適切な指導でこのような事件が起こることがあっては絶対になりません。今年6月にもこの中学校の部活動地域移行については一般質問させていただきましたが、今回は中学校部活動の地域移行、特に指導者の確保、育成における市のお考えについて、以下お伺いいたします。

1、中学校部活動の地域移行について。

①といたしまして、地域移行に当たっての進捗状況について。

②部活動指導の現状について。

③指導者の確保・育成のための課題について。

④今後の取組について。

続きまして2点目ですが、事務改善提案制度についてでございます。

令和2年12月にコロナ禍で将来の見通しが立たない中、コロナ禍を乗り越えるヒントは現場で働いている職員さんの中にあると考え、事務改善提案制度について一般質問をさせていただきました。御答弁では、今後の課題について事務改善提案制度は厳しい財政状況にある中、効果的かつ効率的な行財政運営につながる提案を期待していることから、全庁的な提案の奨励と職員の改善意識を高めてまいりたいとのことでした。現場で働いている職員による業務改善の提案は、市の貴い財産であると考えます。その後について、以下お伺いいたします。

2、事務改善提案制度について。

①といたしまして、制度の実績について。

②取組と成果について。

③今後の課題について。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

〔11番 森田博之君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、部活動の地域移行の進捗状況についてであります。現在スポーツ協会、文化協会、地域スポーツクラブ、教育委員会、学校等の関係者による連絡会を実施するとともに、各団体で取り組める内容について検討いただいている状況であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いし

ます。

次に、部活動指導の現状についてであります。中学校の部活動の充実及び円滑な運営を図るために全校に部活動指導員及び部活動外部指導員を配置しております。また、部活動指導員等の任用や配置の際には適切な指導が行われるよう、研修等を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、指導者の確保・育成のための課題についてであります。生徒にとってふさわしい文化、スポーツ環境を整備するためには、専門性や資質、能力を有する指導者の確保と育成が必要でありますことから、指導者資格の取得や研修の実施などの課題があると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の取組についてであります。子供たちが地域においてスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、質・量ともに十分な指導者の確保に向けた取組を推進してまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、事務改善提案制度の実績についてであります。令和2年度は8件の提案があり、一部採用が5件、不採用が3件でありました。令和3年度は5件の提案があり、採用が1件、一部採用が2件、不採用が2件でありました。また、令和4年度は6月までに23件の提案があり、一部採用が4件、不採用が19件となっております。

次に、取組と成果についてであります。この制度は職員の改善意識や資質を高めることを目的の一つとして行われておりますことから、特定の分野にとらわれることなく広く意見を提案できるよう努めているところであります。

また、採用や一部採用となった案件につきましては、外国語通訳協力職員の登録や投票所設営時の写真保存など、実務に取り入れ、活用しているところであります。

次に、今後の課題であります。提案された案件のうち採用される案件は全体の約3割にとどまっております。職員の提案が採用に至るためには費用対効果やメリット、デメリットを踏まえ、市民サービスの向上など、具体的な効果を伴う必要があります。こうした側面をさらに意識しながら提案してもらうことが課題であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、部活動の地域移行における進捗状況について御説明をいたします。

これまでの進捗状況としましては、スポーツ協会、文化協会、学校等の関係者による連絡会を複数回実施いたしました。内容につきましては、市内の中学校部活動の現状や各団体の活動内容について情報共有するとともに、運動部及び文化部活動の地域移行に関する国や市の方針等を基に、中学校部活動を取り巻く現状と改革の方向性、地域における新たなスポーツや文化、芸術環境の在り方、指導者の質の保障と量の確保等について共通理解を図っているところであります。

次に、部活動指導の現状についてであります。部活動指導員及び外部指導員が適切な指導を行えるよう部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導をはじめ、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと。生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合でも許されないこと。服務に関する規程を遵守すること等に関し、定期的に研修会を実施しています。

次に、指導者の確保・育成のための課題についてであります。生徒の指導に当たる指導者については、多

様なニーズに対応できる指導者を養成し、その指導力の向上を図ることや指導者の位置づけと役割に応じたライセンス認定を行い、社会的信頼を確保するなどの課題があります。

また、指導技術の担保や生徒への適切な指導力にとどまらず、暴言、暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意をすることが必要であると認識しております。

次に、今後の取組についてであります。令和5年度より始める部活動の地域移行に向けて、スポーツ指導者の公認資格の取得義務や暴力等の問題行動の防止及び対応としての研修の在り方や相談窓口の設置、さらにはアンケート方法等について検討してまいります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（森田博之君） それでは、再質問させていただきます。

まずは中学校部活動の地域移行についてですけれども、他の議員が質問されましたので、私のほうは部活動の指導者について主に再質問させていただければと思います。

地域移行に当たっての進捗状況についてでございます。教育長答弁で中学校部活動の取り巻く現状と改革の方向性、地域における部活動の在り方、指導者の質の保障と量の確保について、関係団体と共通理解を図っているということでした。どのような共通理解を図っているのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 指導者の質の保障については、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境を整備するためには専門性や資質、能力がある指導者を確保していく必要があること、また、今後指導者資格の取得や研修の実施を促進する必要があることについて共通理解を図りました。

指導者の量の確保につきましては、現在活用している部活動指導員や外部指導員に加え市のスポーツ協会、文化協会、スポーツクラブ及び各種競技団体等との連携、さらには指導を希望する教員の在り方について共通理解を図ったところです。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 指導者の確保、関係団体との連携、指導を希望する教員の在り方など共通理解を図ったということでした。関係団体の方々の意見などはどのようなものがありましたでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 関係団体の方々の意見でございますが、部活動の地域移行に向けては地域の団体が受皿となって協力していきたい。また、継続的・安定的な活動の機会を提供していくためには、地域団体等に対して適正な額の会費を支払うことが必要であること、さらに、進め方についてはできる団体から始めていくことが大切等との意見がございました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 地域の団体の皆様が積極的に受皿になってもらえそうな雰囲気が分かりました。会費など考えなくてはならない課題はありますけれども、できる団体からということで、中学校部活動の地域移行の意識が進んでいることが分かりました。

続いて、部活動指導の現状についてでございます。中学校部活動については、今までにおいても質問させていただきました。教員を含め部活動指導員、外部指導員等を配置して部活動の充実、円滑な運営を図り、御努力されていることについて大変評価しております。

このたびの一般質問をさせていただいた動機は冒頭でも申し上げましたが、本来ならば中学校生活を豊かで充実したものにするためのはずの部活動が、暴行や暴言などの不適切な指導によって追い詰められ、自らの命を絶つような事件が起こることでございます。本当につらい思いでございます。このようなことが絶対にあってはならないと思いますけれども、東大和市において、これまでここまでいかないにしても、不適切な指導についての報告などはあつたりするのでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 不適切な指導に関する報告についてですが、体罰根絶に向けて体罰や体罰の疑いのあるような事例を見逃さず迅速に対応するために、毎年児童・生徒を対象としたアンケート調査と、発覚した事案について外部指導員等も対象とした校長による個別聞き取りによる調査を実施しております。令和3年度の部活動に関する報告においては、教員による配慮が足りない言動について1件の報告がありました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 具体的にはどのようなものであったか、お話しできる範囲で結構ですので教えてもらえますでしょうか。また、市内地域の団体等でそのようなことがあったという報告などはございますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 具体的な内容であります。顧問教員が運動部の指導中、チーム全体の生徒に対して配慮が足りない言葉を1回発したというものでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市内地域の団体等についてでありますけれども、令和3年度において疑わしき事例が1件あったとして、特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会から情報提供を受けたことがございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 表に出ている案件があるということは、ほかにも不適切な指導もしくは疑わしき事例が潜在的にあるのかもしれませんが、大変気になるところでございます。不適切な指導が確認された場合、どのような対応をすることになるのでしょうか、具体的な対応についてお聞かせください。

また、市内地域団体でそのようなことがあった場合、市はどのように対処するのでしょうか、お聞かせください。

○教育部参事（小野隆一君） 学校におけます具体的な対応につきましては、管理職が申告者及び行為者から事実確認と教育委員会への報告を行い、校長及び教育委員会から行為者への指導を行うこと。また、管理職及び行為者から被行為者、保護者への謝罪を行うこと。さらには行為者への懲戒処分等が挙げられます。

以上でございます。

○生涯学習課長（高田匡章君） 市内地域の団体等において不適切な指導等が確認された場合でありますけれども、まずは当該団体が加盟する上部団体等において、解決に向けた取組が図られることが、まずは基本になるといふふうに認識をしているところであります。

一方で、そのような情報や相談が教育委員会に寄せられた場合には、各団体等において適切な対応が図られるよう状況等を把握した上、必要と認められる範囲内において支援をしてみたいと考えているところであります。

以上でございます。

- 11番(森田博之君) はい、ありがとうございます。学校だけでなく地域の団体についても不適切な指導が起らないように、支援していただければと思います。

また、大切なのは指導者に対する指導ということが大事になるかなというふうに思いますが、教育長答弁では適切な指導が行われるよう定期的に研修等を実施しているとのことでした。この研修についてどのような研修会を実施しているのでしょうか、詳細について教えていただけますでしょうか。

- 教育部参事(小野隆一君) 毎年5月頃に、東大和市立中学校部活動指導員及び外部指導員研修会を実施しております。令和4年度につきましては、東大和市教育委員会学校部活動に関する方針と具体的な活動場面ごとの感染症、熱中症予防対策について理解を図るとともに、東京都教育委員会が作成しております「STOP! 体罰」のビデオ視聴等を行っております。

以上でございます。

- 11番(森田博之君) ありがとうございます。指導者が部活動で指導するに当たりまして、やはり自分の経験を基に指導するのが基本になるかというふうに思います。しかし、時代も変わって部活動に向き合う生徒の意識も変わってきていると思われま。研修の機会というのは大事にいただければなというふうに思います。

続いて、指導者の確保・育成のための課題についてでございます。御答弁のとおり、部活動指導者の確保について、地域移行に当たっては地域の指導者の確保・育成が必要であり、なおかつ不適切な指導が行われないよう指導することが大切でございます。まずは指導者の数を確保するに当たって課題になっていることがございましたら教えてください。

- 教育部参事(小野隆一君) 指導者の数を確保するに当たっての課題についてでございますが、市内のみの対応では限界があるため、様々な競技団体や企業等と連携するとともに、指導者に対して適切な対価を支払っていく必要があると認識しております。

以上でございます。

- 11番(森田博之君) やはり予算が必要というふうになってくると思います。特に対価を払う以上、不適切な指導が行われないよう注視する必要があると思いますし、また競技力を向上するに当たっては、プロの指導者に教えていただくとう本当に上達が早いということがありますので、そのような選択肢もあるとよいのかなというふうにも思います。

次に、不適切な指導が起らないための指導者育成における課題があれば教えてください。

- 教育部参事(小野隆一君) 指導者育成における課題については、不適切な指導の未然防止と指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合の事後対応について、教育委員会と各種競技団体等と連携しながら対応する仕組みを構築していくことが課題であると考えております。

以上でございます。

- 11番(森田博之君) 指導者の質を保障ということで、関係団体と指導者資格の取得、研修実施を促進する必要があると、共通理解を図っていくということもございました。現段階で地域のスポーツ団体等で取組をされているようなことがありますでしょうか。お分かりになる範囲で結構ですので教えてください。

- 生涯学習課長(高田匡章君) 生涯学習課では、地域スポーツ団体等における不適切な指導等を未然に防止するための具体的な取組や方針等については把握はしておりませんが、不適切な指導につきましては、いかなる

理由があっても、これは許されるものではなく、各団体におかれましては規律や規範の遵守等を通じて適切な運営や取組が図られているものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 地域の団体におかれましては不適切な指導が起こらないよう集合で研修を行うなど、機会を設けるのもよいのかもしれませんが。

続いて、今後の取組についてでございますが、各団体において競技指導、特に子供の指導に当たっては、しっかりとした適切な指導が行われることが大事であります。それに当たって、指導者が指導者として学ぶことが大事かというふうに思いますけれども、教育長の答弁でスポーツ指導者の公認資格の取得義務等、様々な検討をいただけるということでした。

その中であったスポーツ指導者の公認資格取得義務についてお話ありましたが、その内容についてもう少し教えてください。

○教育部参事（小野隆一君） 公認資格についてでございますが、例えば日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者の資格が挙げられます。公認スポーツ指導者とは、スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できるものを言います。そのような考えを持った指導者によって、子供たちの基本的人権が保障されたスポーツ環境の構築を図ってまいります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 現状この公認スポーツ指導者の資格をお持ちの方というのは、どれぐらいいるか把握されていますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 資格取得者の人数については今のところ把握してはおりません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私もこの公認スポーツ指導者の資格を取得しましたが、大変勉強になります。私自身、指導者としてまだまだでございますが、地域の団体指導者、特に子供たちを指導する方々には、ぜひともそのような資格を推奨していただければというふうに思っております。

まとめでありますけれども、この部活動指導者については大きな課題の一つだと思っております。特に中学生という時期は思春期と言われる時期でもございます。子供から大人に変わる大切な時期だと思います。この時期に出会った指導者には大きな影響を受けると思います。少なくとも絶対に自分から命を絶つような思いはさせてはなりません。部活動を通じて豊かな心を育んでもらいたいというふうに思います。

部活動が地域移行するに当たり、地域で豊かな心が育める、成長できる環境を整えていただきたいと思えます。指導者においてもそういう意味ではとても大事な役割になります。部活動の地域移行に当たっては、子供たちが部活動に望んでいるものは何かという点についても、そういう視点も持ってもらえればと思います。

今回は運動部活動を主にさせていただきましたが、今全国各地で部活動の地域移行について意見交換会などが活発に行われてございます。他市で行われている部活動地域移行の取組についても御研究いただき、東大和市の部活動の地域移行が、子供たちの豊かで充実したものになるよう環境を整えることを要望いたしまして、この項を終わりにさせていただきます。

続きまして、事務改善制度についてでございます。

①としまして、制度の実績についてです。改めてでございますが、事務改善提案制度について内容をまず教えてください。よろしくお願いします。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 事務改善提案制度は市の事務全般について、広く職員の改善意見の提案を奨励し、その実現を図ることによって職員の改善意識や資質を高め、効果的かつ効率的な行財政運営に資することを目的として実施しているものであります。受理した提案につきましては、提案内容に関連する所管課長から、その提案に対する意見書を提出してもらい、審査委員会において審査を行い、審査結果を市長に報告します。その上で市長が審査結果に基づき採用、一部採用などを決定しております。採用または一部採用された提案を行った個人、グループ、課につきましては市長が表彰を行っております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 御説明ありがとうございます。職員より提案が上がったら、その提案内容を関連の所管課長から意見書をもらって、それに基づき審査委員会で審査を行い、審査結果を市長に報告し、市長は審査結果に基づき採用、一部採用と決定すると。採用された場合は市長が表彰すると、こういう流れかと思えます。

その中で審査委員会の構成ですけれども、その構成はどのようになっているのでしょうか。また、自分の所属している課に関する提案というのはできるのでしょうか。お願いいたします。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 審査委員会は行政改革推進担当課長、財政課長、総務管財課長、デジタル政策課長、職員課長で構成されております。

また、提案者の所属する課に関する事務についての提案はできません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。2年前にも一般質問で聞かせていただきましたが、同じかわらぬということで、再度確認させていただきました。

事務改善提案の内容についてはどのようなものがあつたのか、もう少し具体的な内容について教えてください。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 令和3年度に採用された投票所設営時の写真保存を例に説明させていただきますと、この提案は各投票所を設営する際の参考として、各投票所の庶務担当者などがノートに記載した設営状況の略図の代わりに設営状況を写真で保存することで、各投票所の選挙事務を行ったことがない職員も、より視覚的に投票所の完成状況をイメージすることができ、投票所の設営を円滑に行える効果が期待されるという内容でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 御答弁ありがとうございます。この投票所設営時の写真を保存するというものですが、今までは庶務担当者等がノートに設営状況を記載していて、それを写真保存にするというものでよろしいかと思えます。すぐにでも改善できるような気がいたしますけれども、この事務改善提案制度で審査するようなものなのでしょうか、お聞かせください。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 職員が事務改善を思いついた場合、職制を通じて直接担当課に連絡する方法と、事務改善提案制度を利用する方法の2つ方法がございます。投票所設営時の写真保存については、事務改善提案制度を活用して申請されたため、提案制度に基づき審査を行いました。

また、事務改善提案については職員が多くの意見を提案できるよう提案のスケールにかかわらず、広く募集しています。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 職員が思いついた際には直接連絡する方法と、この制度を利用する方法と2つあるということでございますね。今回この制度が活用されたということだと思います。直接言いにくかったんじゃないかなというふうに推測できます。ほかにはどのようなものがあったのでしょうか、お聞かせください。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） ほかの提案ですが、外部ホームページのアドレスをリンクするための専用ツイッターアカウントを作成し活用することで、ホームページ閲覧に関する効率化を図る。翌日以降の庁用車の予約について、グループやシステムを変更し各課から操作できるようにする。職員に関する課題などについて、L o G oフォームを活用し職員に対してアンケートを実施するなどの提案がございました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。令和2年度は8件、令和3年度は5件、令和4年度は6月までで23件ということであります。この実績についてどのように評価しているのでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 令和4年度は6月までに23件の提案があり、提案件数が増加しておりますことから、日々の業務に問題意識を持ち、課題解決のために事務改善提案制度を利用し、効果的かつ効率的な業務を目指す職員が増えているものと評価しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 令和4年度は前年、前々年度と比べ増えておりますけれども、どのような理由で増えているのでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 事務改善提案の提出は随時募集と期限を定めて募集する方法がございます。令和2年度と令和3年度は、コロナ禍などにより随時募集のみ実施し、期限を定めての募集は行っておりませんでした。令和4年度は期限を定めての募集も実施したことが理由の一つとして考えられます。

また、コロナ禍によるワクチン対応や周期的な感染拡大による職員の繁忙は続いておりますが、こうした状況にも慣れてきたことも一つの要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。コロナ対応にまで慣れてきて、また期限を定めて募集したことが提案件数が上がったということであると思います。やはり職員の皆様に日頃の事務改善を意識してもらうことが重要だと思います。

2年前の一般質問でもコロナ対応で大変だからこそ、より多くの職員が意識を持って多くの改善提案が提出され、採用されるよう工夫していただくことを要望いたしました。令和2年度、令和3年度も職員の皆様に意識していただいて、期限を定め募集することも必要だったのではないかと思います。

次、続きまして取組と成果についてでございます。この事務改善提案制度について具体的な取組があったら教えてください。よろしく申し上げます。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 提案は随時できること、個人提案だけでなくグループや課でも提案できること、また過去に提案された提案でも内容によっては提案できることなどを周知し、提案の奨励に取り組んでおります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 提案は随時でき、個人提案だけでなくグループや課でも提案できると。過去に提案された提案でも再度提案できるなどを周知されているということでございます。どのような周知方法で、どれく

らしい頻度で行っているのでしょうか。また、取組の成果はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 周知方法につきましては、庁内の情報ネットワークでありますグループウェアの掲示板に掲載しております。どれくらいの頻度かについては、事務改善提案の募集時と事務改善提案の審査結果を周知するときに行っております。この結果、課による提案や過去の提案も提出されている状況であります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 周知方法はグループウェアの掲示板、頻度は募集時と審査結果の周知時ということですね。職員が提案するに当たっては、提案する書類や提出方法なども大事だと思いますけれども、どのような書類で、どのような方法で提案することになっているのでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 提案に当たりましては、提案票を提出していただきます。提案者は提案件名、現状及び問題点、どのように改善するのか、どのような効果があるのかを具体的に記入し、参考資料を添えて提出するものとしております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 提案票というものがあって現状や問題点、改善案を記入して、具体的に効果などについても記入して参考資料を添えて提出すると。何か提出方法などについて工夫されたことなどはあるのでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 提案が単なるアイデアだけで終わらないよう、予算面や他市の状況など提案によっては追加の資料を求め、提案内容を分かりやすくなるように努めております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 事務改善提案制度によってどのような成果が上がっているのでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 外国語通訳協力職員の登録を例に説明させていただきますと、現在は外国語だけでなく手話も追加しております。外国語や手話の通訳、翻訳ができる職員が登録票を職員課に提出することにより、協力職員一覧に掲載されます。

窓口業務などで通訳が必要になった課は、この協力職員一覧を基に協力職員に連絡し、依頼を受けた職員は職場の管理者に報告し、協力を行う仕組みとなっております。この制度を活用することで、窓口業務などで外国語などが必要な際に担当職員が外国語などができなくても相手とのコミュニケーションが可能となり、市民サービスに役立っているものと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 提案されましたものについて採用されて成果を上げていることは分かりました。ありがとうございます。

続いて、今後の課題についてでございます。提案された案件のうち採用される案件は全体の3割にとどまっているということでございますが、まずは提案される数を増やすということが重要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 令和4年度は提案件数が増加をしておりますが、この状況を継続していく必要があると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

さらには提案されてくる内容について、職員が費用対効果をしっかり考え提案される必要があると思いますけども、それに当たる行政改革推進担当としての提案というのはありますでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 職員が費用対効果を踏まえた提案を行うようにするために、期間を定めての提案を募集する際に、提案内容の条件として経費の縮減につながる、収入の増加につながるなど、テーマを絞って募集を行うなど依頼方法を工夫することも検討しているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 御答弁ありがとうございます。

それでは私のほうから、幾つか提案・要望がございます。

職員は400人ほどいるかと思えます。400人おりましたら私の感覚的にですけども、令和2年度は8件、令和3年度は5件、令和4年度6月までで23件ということはないのではないかとこのように思います。これだけの職員が日頃の業務の改善意識がないとは思いません。御自分の所属課のことだけで精いっぱいなのかもしれません。しかし、年に1人1提案ぐらいはあるのではないかとこのように思います。

コロナ対応に慣れてきたとはいえ期限を定めるだけで3件、5件であったのが23件になりますので、期限を設けることは大切であると思えます。また、答弁の中でもありますようにテーマを絞っての募集もよいと思えますので、ぜひとも実行されることを要望いたします。

事務という言葉が、事務改善制度の事務ですね——という言葉が業務の改善と認識できていないということになっているのかもしれませんが。提案票の見直しも内容によっては必要だつてあると思えます。また匿名での提案もよいのではないのでしょうか。この場合、規程の見直しが必要になったり、他の制度が必要になるかもしれません。

あまりにも多くの提案がされると審査委員会が大変になるという課題があると思えますけども、これはこれでうれしい悲鳴だと思いますし、その場合は重要な提案を優先するなどの工夫さえすれば対応はできると思えます。提案については自分の所属する課ではなく、他の課についてになりますから提案しにくいなどの課題もあると思えます。また、自分の所属課について意見されたとなれば、その担当者は面白くないという状況が生まれるかもしれません。一番危惧いたしますのは、若手に意識があつて提案したことが不採用になって、意識が下がってしまうというようなことでございます。次につながる工夫や指導、やる気になるような制度にしていきたいというふうに思います。

以前、東大和市でも職員に1人1案提案するようなこともしていたのではないかとこのように思います。また、表彰方法も工夫することで意識は高められると思えますし、市では外部に業務分析を依頼しています。これはこれで大変大事なことだと思いますけど、自らが自らを改善していくと、最も重要なことではないかなというふうに思います。職員は市の最も大事な財産の一つであります。この制度を生かすことは、職員という財産を生かすということにもなります。

私も以前役員をしていた会社で改善について、ある会社に研修に行ったことがございます。そこは常に改善改善で、机の中の文具の数から置き場所から、管理から掃除から徹底しておりました。改善案もう出ないというところから、さらに改善を加えることが、その会社の改善に対する姿勢でした。そこまでやれとは言いませんけれども、市民の税金を預かっている以上、職員の皆様の能力を最大限生かすのも市の大きな役割ではないかと思えます。

この事務改善提案制度自体を、より改善された内容にブラッシュアップして、さらに業務の改善に生かせる

制度にさせていただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 6分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和4年第4回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問で、私は大きく3つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、地域公共交通の今後の在り方についてです。

地域公共交通は市民の暮らしを支え、まちの活性化にも重要な役割を果たす地域に不可欠なインフラです。その運営にはサービスの持続可能性が強く求められますが、人口構造の変化や地域経済の状況、また今般の新型コロナウイルス感染症の拡大等、様々な要因がその運営維持に大きな影響を及ぼします。そのためどの地域にも当てはまる解決策というものはいまだに多く、種々の要素を勘案しながら地域ごとの最適解を探っていかなければなりません。

折しも国土交通省では地域交通を持続可能な形でリ・デザイン（再構築）するための具体的方策を探るため、アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会を立ち上げ、本年8月には提言がまとめられたところです。検討会の目的は急速に進展するデジタル技術等の実装を進めつつ、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも共創——共に創造する、クリエイティブの創造、共創を推進し、地域交通を持続可能な形でリ・デザインする方策を探るとしてあります。提言の内容は国全体を視野に入れたものであり、全ての地方自治体での取組にすぐに当てはめられるものではないのですが、将来を見据えた公共交通の在り方を議論する際の大きな指標ともなると考えられます。

こうした国における地域公共交通のリ・デザインの検討と軌を一にするように、市では委託運営するちょこバスや試験的に取り組んでいるコミュニティタクシー事業など、地域における公共交通の一翼を担う主体者として様々な議論、検討を重ねながら、東大和市の状況に即した地域公共交通の在り方を追求しているところと推察いたします。

私ども公明党は、住民生活における地域公共交通の重要性を鑑み、令和5年度へ向けた予算要望にもちょこバスの運行ルートの利用促進、コミュニティタクシーの推進、オンデマンド交通の整備との項目を掲げ、より充実した地域公共交通の体制構築を要望しております。

そこで、ちょこバス、コミュニティタクシー事業の現状と課題を確認し、将来に向けた公共交通の在り方について市がどのような展望を持っているのかを確認させていただきたいと考え、以下の質問をいたします。

①持続可能な行財政運営の視点から見た、地域公共交通の現状と課題について。

- ア、ちょこバス事業の現状における成果と課題を市はどのように捉えているか。
- イ、試験的に運営されたコミュニティタクシーに関する課題はどのようなものか。

②新たな地域公共交通の取組に関する検討について。

- ア、少子高齢化が地域の公共交通に与える影響はどのようなものか。
- イ、地域公共交通の課題解決に向けた新たな取組の検討状況について伺う。
- ウ、他自治体における新たな地域公共交通への取組事例に対する市の認識はどのようなものか。
- エ、今後の地域公共交通の在り方について、どのような展望を持っているのか。

2点目は、子どもの読書活動推進についてです。

市では次年度から第三次子ども読書活動推進計画をスタートさせるためパブリックコメントを募集するなど、着々とその準備を進められています。子どもの読書活動の重要性については文部科学省のホームページにも「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と記載され、青少年の時期の読書が子供たち一人一人の人生に影響を与えるものであることが明示されています。

また、国語をはじめとした学力向上にも資するものであり、私も教育や子育てに関係する行政の重要な取組であると認識しています。

そこで、来年度からの新しい計画のスタートに当たり、第二次計画の総括とこれまでの課題を踏まえた第三次計画での取組、展望について確認をし、東大和市の子供たちの読書活動のさらなる充実のために、個別の事例に関しても取り上げながら、さらに事業に力を入れていただきたいと考え、以下の質問をいたします。

①第二次子ども読書活動推進計画の最終年度に当たり、その総括と課題の抽出について詳細を伺う。

②第三次子ども読書活動推進計画について。

- ア、重点的に取り組むべき課題はどのようなものか。
- イ、課題に対する個別の対策について。
 - a、ブックスタートの次の段階として、「セカンドブック」事業を開始することについて市の見解を伺う。
 - b、小中学校の図書購入予算に関して、現状と今後の見込みについて伺う。
 - c、図書館における自習スペースの確保について伺う。
 - d、子どもと本をつなぐ活動を行う人材の育成について、どのような取組を行っていくのか。
- ウ、第三次子ども読書活動推進計画の全体的な展望について、市の見解を伺う。

3点目は、学校教育についてです。

児童・生徒の学力向上と魅力ある学校づくり、安心して通学し人間関係を豊かに築ける教育環境の整備や、日本一子育てしやすいまちという大きな目標を掲げる東大和市として欠かすことのできない取組であると考えます。今回の一般質問では3つの個別的な点について伺いたいと考えます。

まず、理数教育についてですが、私は以前よりその充実を折々に要望してまいりました。先般の決算特別委員会での質疑や会派で視察させていただいた第三小学校における取組などを伺い、着実に成果が出てきていることが確認できました。

高度情報社会における生活や仕事の各場面、またイノベーションを生み出す場において、理数教育において培われた教養と感性は大きな力を発揮するものと考えます。折しも政府において内閣総理大臣が議長となって開催された教育未来創造会議の第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」では、

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合について、OECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど、具体的な目標を設定することも提案されています。

東大和市で生まれ育った子供たちが将来、社会のあらゆる場面で活躍していくために、またより多くの選択肢を持てるような取組を今後ともしていただきたいと思います。

そこで、現在市の理数教育における学力向上の取組の成果と今後の展望を、また優れた事例の横展開に関して伺いたいと思います。

スクールカウンセラーについてですが、学校生活を送る上で安全弁ともいえるべき存在として、この間その配置を進めていただいていることに感謝申し上げます。その上でスクールカウンセラー配置の効果がより大きくなるよう、その充足に向けてさらに多くの児童・生徒や保護者に使いやすいついていただき、利用が促進されるような取組をお願いできればと考えています。

また、例年伺っておりますが、今年度の図書館を使った調べる学習コンクールに関する成果等について確認させていただきたいと考えます。以下、質問いたします。

①理数教育の充実について。

ア、市が取り組む理数教育の特徴とその成果はどのようなものか。

イ、今後の目標とさらなる充実に向けた展望はどのようなものか。

②スクールカウンセラー事業のさらなる充足について。

ア、現在のスクールカウンセラーの利用状況はどのようになっているか。

イ、児童・生徒や保護者、教員のニーズに即した対応の強化についてどのように考えているか。

③図書館を使った調べる学習コンクールの今年度の成果について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお願ひ申し上げます。

〔15番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ちよこバスの現状における成果と課題についてであります。成果につきましては、既存の路線バスでは対応し切れなかった公共交通空白地域に対し、公共交通サービスの拡大がされたことと認識しております。

課題につきましては、利用者数が新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に回復していないことなどにより、収支が依然として厳しい状況である中、持続可能な行財政運営を前提としつつ、ちよこバスや路線バスなどからなる地域公共交通ネットワークを持続可能なものとしていくことであると認識しております。

次に、コミュニティタクシーに関する課題についてであります。試行運転の実施に当たりましては、地域検討組織と協働で利用促進に向けた取組などを行っているところではあります。想定した乗車数と実際の乗車数に乖離が生じていることなどが課題であると認識しております。

次に、少子高齢化が地域公共交通に与える影響についてであります。運転免許証の返納などにより移動手段の確保などの重要性が高まる一方で、人口減少に伴う利用者数の減少により地域公共交通が持続可能なものとして維持できなくなるおそれがあることなどが考えられます。

次に、地域公共交通の課題解決に向けた新たな取組についてであります。まずは路線バスやコミュニティバスからなる地域公共交通ネットワークを持続可能なものとしていくため、引き続き利用の促進に向けた取組

などを行っていくことが重要であると認識しております。

また、既存の地域公共交通ネットワークから離れた地域への対応につきましても課題となっておりますことから、引き続き地域検討組織と協働で地域にふさわしい交通手段の在り方について検討していくこととしております。

次に、他自治体の取組事例に対する市の認識についてであります。地域の実情や利用者のニーズは多様でありますことから、当市の地域公共交通ネットワークを持続可能なものとするためには、地域公共交通会議などの場において、地域住民、バス事業者などの関係者間調整・協議などを行い、市の実情に即した取組を検討していくことが重要であると認識しております。このため他自治体における取組事例は参考として収集しているところであります。

次に、今後の地域公共交通の在り方の展望についてであります。人口減少や新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景とした行動変容などにより、地域公共交通が直面する厳しい状況は今後も続いていくものと認識しております。このため都市マスタープランの改定などの機会を捉え、地域公共交通の利用促進を図ることができる環境を整えていくことなどにより、そのネットワークを持続可能なものとする必要があると認識しております。

次に、子供の読書活動の推進についてであります。これまで第二次東大和市子ども読書活動推進計画に位置づけた取組を推進することにより、おおむね順調に目標を達成できたものと総括しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第三次東大和市子ども読書活動推進計画についてであります。本計画において重点的に取り組むべき課題は、家庭における読書活動の充実や各機関の連携の強化であると認識しております。

また、セカンドブック事業についてであります。3歳到達時や小学校入学時などに図書を配付するセカンドブック事業は、読書の動機づけとして一定の効果があると認識をしておりますが、課題もありますことから、今後も近隣市などの状況を注視してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校における図書の購入予算の現状と課題についてであります。予算につきましては各学校の児童・生徒数を基に計上し対応しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館における自習スペースの確保についてであります。中央図書館における自習スペースにつきましては、市民の皆様からの要望等を踏まえ、平成27年12月から児童・生徒の長期休業期間中などに会議室を自習室として開放する取組を試行しているところであります。自習スペースを通年で確保してほしいという要望があることは認識しておりますが、そのためには中央図書館会議室の利用状況を踏まえた検討が必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供と本をつなぐ活動を行う人材の育成についてであります。図書館におきましては引き続き子供の本に関する講座等の開催や、既に活動している団体等に対する支援などを行うことで人材の育成をしてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第三次子ども読書活動推進計画の展望についてであります。この推進計画につきましては、図書館、家庭、地域、学校、保育所等の子育て関連施設などの読書活動の取組を体系化し、関係機関が相互に連携する中で第二次計画の実施状況で明らかとなった課題を解決しながら、子供の読書活動が推進できるよう策定して

まいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、学校における理数教育についてであります。市が取り組む理数教育の特徴につきましては、算数、数学における少人数指導や1人1台端末による個別学習などです。こうした取組の成果として、全国学力・学習状況調査において市内中学校の平均正答率が上がってきております。

今後の目標とさらなる充実に向けた展望ではありますが、児童・生徒の理科や数学等への関心を高め、理数好きの児童・生徒の裾野を広げていけるよう、1人1台端末を活用した学びの充実を図ってまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、スクールカウンセラー事業についてであります。現在のスクールカウンセラーの利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症による心身への影響や、家庭環境の変化等による影響に伴い利用が増加しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。令和4年度におきましても多岐にわたる学習内容の応募があったと聞いております。この取組は児童・生徒が自らテーマを設定し、調べる学習を通して主体的に学ぼうとする意欲が高まるよい機会となっており、今後もコンクールへの参加について、児童・生徒へ働きかけていく必要があると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、子供の読書活動の推進につきまして御説明いたします。

第二次東大和市子ども読書活動推進計画の総括につきましてではありますが、市立図書館においては学童保育所への団体貸出、SNSを活用した情報発信の充実、中高生向けのお勧め本のリストを作成、学校においては図書室での新聞配置等に取り組むことができました。

一方で令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した事例もありました。

課題の抽出としましては、3歳児健康診査を受診した幼児の保護者へのアンケートによると、「図書館を利用したことがない」と回答した家庭が35.9%と比較的高い割合であったこと、6歳以下の市民の図書館利用登録率が19.5%と全年代の平均登録を下回っていることなどから、この世代に対する図書館利用の促進が必要であると考えております。

次に、第三次東大和市子ども読書活動推進計画において、重点的に取り組むべき課題についてではありますが、子供が読書をやるきっかけには身近な大人である保護者や学校からの働きかけが効果的であるということから、家庭に対する働きかけや学校図書館の充実等が課題であると認識しております。

次に、セカンドブックにつきましては個別に図書を配付するというのではなく、家庭において絵本の読み聞かせ等を継続的に行っていただけるよう、おはなし会やわらべうた等の乳幼児向け事業の充実を図ることで対応してまいりたいと考えております。

次に、小中学校における図書の購入予算の現状と課題についてではありますが、当市におきましては、児童・生徒数を基に配当している図書購入費のほか、学校長の裁量により一般備品の購入費を活用して図書を購入できる運用を行い対応しているところであります。

課題につきましては、蔵書数におきまして国が示す指標に満たない学校が小学校は2校、中学校は3校ありました。図書館の蔵書につきましては、各学校において検討し購入しているところでありますが、引き続き蔵

書数を含め内容の充実を図っていく必要があると認識しております。

次に、図書館における自習スペースの確保についてであります。中央図書館の会議室、視聴覚室は図書館事業や関係団体が使用するために設置されたものであり、そうした利用により7割程度が稼働しておりますことから、年間を通じて部屋を確保することは困難な状況であります。そのため中央図書館2階に通年利用できるフリースペースを設置し、御利用いただいているところであります。

次に、子供と本をつなぐ活動を行う人材の育成についてであります。現在図書館におきましては読み聞かせ等の講演会の実施や、図書館事業をお手伝いしていただく中でボランティアを育成することもあります。また、教員、学校図書館指導員、図書館職員においては情報共有、OJTまたは研修を実施することにより知識、技能の習得向上に努めてまいります。

次に、第三次子ども読書活動推進計画の全体的な展望についてであります。第二次計画からの5年間においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、児童・生徒に1人1台端末が配置されるなど、社会情勢において大きな変化がありました。こうした中にあっても読書は子供が言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を習得して社会の中で人々とともに生きる力を身につける上で、欠くことのできないものであると認識しております。今後も東大和市における子供の読書環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校教育についてであります。市が取り組む理数教育の特徴と、その成果についてであります。特徴としましては算数、数学においてティームティーチャーや学習指導員等を活用した習熟度別の少人数指導や、1人1台端末にあるデジタル教材を活用した個別学習などの取組を実施しております。

成果としましては、小・中学校9年間の指導成果が現れる中学校の結果を参考にしますと、令和4年度の全国学力・学習状況調査において、市内5校中3校の校内の平均正答率が全国の平均を上回っており、さらに2校の正答率が都の平均を上回る結果となっております。

今後の目標とさらなる充実に向けた展望であります。引き続き小学校段階からきめ細かな指導を実施するとともに、個々の理解度に対応した1人1台端末の活用方法をさらに工夫して、理数科目が得意な児童・生徒がさらに理数分野の面白さに触れられるような機会の提供について検討してまいります。

次に、スクールカウンセラー事業のさらなる充足についてであります。現在のスクールカウンセラーの利用状況は7月末時点で1,887件程度であり、昨年度と比べ約58%の増加となっております。

また、本市では1校に2名のカウンセラーが曜日を変えて配置されている状況であります。

次に、児童・生徒や保護者、教員のニーズに即した対応の強化についてであります。学校における面談以外にも1人1台端末を活用したオンライン面談を実施している学校もあり、スクールカウンセラー、保護者からも好評と聞いております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールであります。令和4年度の取組の成果につきまして、市内小・中学校から36点の応募がありました。内容は、環境、福祉、世界、生物、人権、学問、科学、幅広い内容となっております。今後も多数の作品が応募されるよう児童・生徒へ働きかけてまいります。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（佐竹康彦君） 市長、教育長におかれましては御丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、ちょこバス事業について伺います。

ちょこバス事業の成果と課題について御答弁いただきました。成果といたしまして、公共交通空白地域にサービスの拡大が図られたとのごことでございました。西武鉄道が市境を走り、モノレールも市の西側に偏っておりまして、路線バスも主要道路を通る中で公共交通空白地域にちょこバスの運行が浸透したことで、市民生活の利便性が向上したということは、この間の市及び委託事業者の皆様の地道な努力のおかげだと感謝しております。

その上で課題として、現状コロナ禍の影響が大きいということも確認させていただきました。利用者数はコロナ前とコロナ後でどれほど相違があったのか、具体的な数値の比較と収支率の推移を改めて教えていただきたいと思えます。

○道路交通課長（一ツ木正美君） ちょこバスの利用者数は平成27年のルート改正以降、平成31年度まで順調に伸びており、新型コロナウイルス感染症拡大前の利用者数といたしまして、平成31年度の利用者数は年間16万1,253人でありました。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度の利用者数は12万1,146人で、平成31年度と比較しまして4万107人、約24.9%の減、令和3年度は13万7,867人で平成31年度と比較して2万3,386人、約14.5%の減であります。

収支率につきましては、平成31年度が約31.2%、令和2年度が22.9%、令和3年度が25.5%であります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 現状はコロナ前の利用水準に達していないということが分かりました。目標とされておられます利用水準、収支率に達するためには、率と金額でそれぞれどのくらい改善されなければならないのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでは、40%以上の収支率を目指すものとしておりますので、令和3年度の収支率25.5%と比較しますと、率といたしましては14.5%の改善が必要となります。

金額につきましては収支率の計算上、収入だけでなく運行経費の増減の影響もございますので、一概に数字をお示しするのは困難ですが、運行経費が令和3年度と同額であると仮定しまして、収支率40%となるために必要な収入を計算いたしますと約3,300万円で、令和3年度の収入約2,000万円と比較しまして約1,300万円の収入が新たに必要となります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 運行経費の増減ということも今ガソリン代が非常に値上がりしているということもありますので、様々予想以上の数字になる可能性もあるのかなというふうな受け止めました。目標とされている収支率を達成することは、現在の路線を持続的に運営していくための必要条件と考えてよろしいのかどうか、伺いたいと思えます。

路線拡充の希望が私ども公明党の各議員へも寄せられることがあるんですけども、現段階の収支の状況で路線拡充を図ることが可能かどうか、この点について伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでは収支率40%以上を目指す

ものとし、おおむね25%を下回る場合は見直しを検討することとしております。令和3年度の収支率は25.5%で、むしろ縮小等を検討すべき数字に近い結果となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を見極める必要などがあるため現時点での縮小等は検討しておりませんが、少なくとも拡充について検討するのは困難な状況であるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁で路線拡大が現状では検討しづらい状況であるというふうを受け止めさせていただきました。そこで、まずは私ども公明党が予算要望で挙げたように、現在の路線での利用促進を進めることがちよこバス事業の維持発展には大事だというふうを考えております。これまでの利用促進の取組とこれからの展開について伺いたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 新型コロナウイルス感染症の影響で、環境市民の集いでバス展示などが困難であったことから、利用促進の取組としてちよこバス車内の抗ウイルス、抗菌加工のPRや、ワクチン集団接種会場への案内ポスターの作成などの利用促進の取組を行ってきたところであります。

今後につきましても引き続きバスの安全性をPRするほか、高齢者運転免許証自主返納支援事業の申込みに来られた市民に対する交通安全の啓発を絡めた利用促進の取組などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。高齢者のみならず小さいお子さんも利用される姿も間々見受けられますので、ぜひとも今後とも利用促進に向けたさらなる充足した取組をお願いしたいと思います。

次に、コミュニティタクシーについて伺います。

試行運行の実施によりまして、想定した乗車数と実際とで乖離が生じているということでございますけれども、具体的にどれぐらいの差が生じているのか伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 事前のアンケート調査により、湖畔地域では1日当たり約67.6乗車を想定しておりましたが、試乗期間を除いた試行運行期間の平均は約10.6乗車で57乗車の差が生じたところであります。芋窪地域につきましては、アンケート調査では81.7乗車の推計が出たところ、湖畔地域での試行運行の状況も踏まえまして、これを安全側で見て1日平均70乗車の想定としておりますが、直近の乗車数は12乗車前後となっております。想定とは58乗車の差が生じているところであり、今後の乗車数などについて注視しているところであります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 実際の乗車数が半分にいないということは、なかなか取組として難しい状況なのかなというふうに改めて確認をさせていただきました。公共交通空白地域におけますコミュニティタクシーのニーズと、試行した際の実際の運用自体の乖離の原因はどこにあると考えたのでしょうか、伺います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 湖畔地域につきましては、ルートや停留所が希望の場所に設定できなかったことや、将来的な必要性を見据えてアンケートでは利用すると回答したが、現在では利用の必要がなく乗車につながらなかったこと、新型コロナウイルス感染症の影響で利用促進策の実施が困難となったことなどが原因であると地域検討組織と協働で分析をしております。芋窪地域につきましては、試行運行が終了した後に地域検討組織と試行運行の結果について分析をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ちょうどこの試行運行のときがコロナの状況と重なりまして、なかなか難しい状況だ

ったのかなというふうに思っておりますけれども、公明党といたしましては、コミュニティタクシーの推進を市へ要望しております。現状路線の維持とその利用促進が求められるちよこバスではカバーし切れない地域の足として、有用性は高いものであるというふうに認識しております。

試行によって明らかになった実際の利用状況を踏まえまして、地域住民が利用しやすい運行の在り方を追求し軌道修正を検討した上で、コミュニティタクシー事業を推進していただきたいと考えますけれども、市のお考えはいかがでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） コミュニティタクシーにつきましては、収入の確保などが課題であると認識しておりますが、今後も引き続き地域検討組織と協働で、地域にふさわしい移動手段の確保などについて、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

少子高齢化の影響につきまして、増加する運転免許証を返納した高齢者及び高齢世帯の移動手段の確保を図ることと、人口減少に伴う地域公共交通の持続性への懸念について御答弁をいただきました。地域公共交通の持続性を確保することは、あらゆる世代の市民の日常生活にとって欠くことのできない重要な取組であるというふうに考えております。この点で市は交通事業者と密に連携を取りながら、市民の足の確保に努めていただきたいというふうに思います。

一方で、増加する高齢者にフォーカスして、この世代に特有の需要に即した移動手段を確保することが自治体に求められているのではないかとこのように思っております。これらの課題解決に向けまして、路線バス、コミュニティバス等の利用促進の取組が重要との認識と、コミュニティバス路線以外の地域における交通手段の検討について言及をされました。

今後の人口構造や社会システムの変化に即してどのようにして検討を進めていこうと考えておられるのか、利用者のターゲット層の絞り込みや他の福祉政策との兼ね合いなども含めまして、市の方向性を伺いたいと思います。

あわせて、地域検討組織と協働での御答弁でございました。その検討に加わる対象と検討方法についても伺いたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 既存の地域公共交通ネットワークから離れた地域への対応に当たりましては、不特定多数の利用に着目した公共交通という範疇で、地域が主体となった地域に根差した交通となるよう地域との協働により、引き続き検討していく必要があると認識しております。

また、地域検討組織につきましては、地域に在住・在勤の5人以上のグループで公共交通空白地域にコミュニティ交通の導入を目指す者が対象になります。市は地域に対する勉強会や地域検討組織の会議への参加、助言などを通じまして、地域と協働で運行計画や利用促進の取組の検討を進めることとしております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市民の方とお話ししますと、えっ、ここが、と思うような形で交通の便が足りていないというようなお話をいただく地域もございます。少し歩けば、少し行けば路線バスにアクセスできるのにとこのようにこちらは思っても、やはり当事者の方がちょっと無理なんだっていうようなお話も種々いただいているところでもございましたので、広報も力を入れていただきながら、地域の方々と協働でぜひとも充実した地域公共交通のさらなる取組をお願いしたいというふうに思います。

そこで、現在交通サービスの新しい形としてMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）という仕組みが注目されています。先般議長会フォーラムで御講演いただきました方、地方の地域公共交通の立て直しをずっと図られていらっしゃる方で、これもデジタル技術等を活用して、こういったMaaSというものも取り入れながら立て直したというようなお話を伺いましたが、市がこうした新しい取組を導入することの可能性と、併せまして行政のDX推進が公共交通に与える影響について、市の見解を伺いたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） MaaSなどの新しい取組につきましては、利用者側のデジタル化の状況を踏まえた対応が必要となるなどの課題があるため、現段階では先進的な事例の収集等に努めてまいりたいと考えております。

また、デジタル技術の活用が公共交通に与える影響につきましては、交通関連のデータのオープン化や利活用の推進を通じて、公共交通を含む移動サービス全体の効率化、高度化などが図られる可能性があるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 少し公表されているような資料に当たりましても、このデジタル化が今後の交通というものに関して与える影響の大きさというものが散見されるところでございまして、自治体といたしましても様々な情報収集にお取り組みいただきながら、我が地域に即した形で最新技術が生かせるような形で、研究・検討をお進めいただきたいというふうに思っております。

続きまして、私ども公明党はオンデマンド交通の整備につきましても、予算要望事項に取り上げさせていただいております。近隣では東久留米市がデマンド型交通「くるぶー」という事業を展開しております。私ども公明党は東大和市でも地域事情に即したオンデマンド交通の検討を進めるべきだというふうに考えております。こうした他市でのオンデマンド交通に対する市の認識について、そして当市でのオンデマンド交通実施へ向けた考えについて伺いたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） デマンド交通につきましては、よりきめ細かく利用者のニーズに応えることができるというメリットがある一方、定時定路線型のコミュニティタクシーに比べ運行経費が高額となることや、タクシー事業者等の競合に関する整理が必要となるなどの課題も多いものと認識しておりますが、今後も地域にふさわしい交通を地域検討組織と検討していく中で調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

先ほど東久留米市の例は、たしかコミュニティバス等も通ってない中でのオンデマンド交通であったかというふうに認識しておりますので、当市とは状況が違うということはよく分かっているんですけども、様々なお取組でこういったオンデマンドコースということも、ぜひともお進みいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ちょっと角度は変わりますが、脱炭素社会に向けましたグリーントランスフォーメーション、こういった取組が企業や自治体に求められる時代になっているというふうに言われております。

このグリーントランスフォーメーションというのは、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーに転換することで、地球環境を変革させるという概念だというふうに言われておりますけれども、こういった観点から地域公共交通にも、例えば自転車を活用した自転車タクシーの利活用なども検討の俎上にのせる必要があるのではないかというふうに思っております。

先般、一般質問でも取り上げました労働者協同組合法に基づく協同組合というものがやっていたら一番いいのかなというふうには私は個人的には考えているんですけども、いずれにいたしましても、そうしたこの自転車タクシーの利活用、こういったことに関します市の見解を伺いたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 自転車タクシーについては、運行範囲の設定や担い手や交通安全の確保の問題など課題が多いと認識しておりますが、必要に応じて情報を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） そうですね、市が率先して行政の仕事としてやることではないとは思いますが、様々な選択肢も用意し検討し、市民と協働していくという観点も必要じゃないかというふうに思いますので、ちょっと述べさせていただきます。ぜひともまた情報収集等よろしく願いいたします。

今後の展望に関しまして、都市マスタープランの改定などの機会を捉え、地域公共交通ネットワークの持続可能性を追求していく旨の御答弁をいただきました。これまでの再質問への答弁も踏まえ、市として今後の展望について改めて市長からお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（尾崎保夫君） 地域公共交通を取り巻く状況は厳しさを増す中で、将来にわたってそのネットワークを維持可能なものとしていくためには、利用促進に向けた取組を進めることが重要であると考えております。市としては、引き続き、ちよこバスの利用促進に取り組み、路線などの維持に努めるとともに公共交通空白地域の解消に向けて、地域との協働によるガイドラインに基づく取組を進めていきたいと考えております。

また、地域公共交通に関する新たな取組や先端技術に関する情報収集などを行うとともに、地域公共交通を利用したくなるようなまちづくりの検討などを通じて、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指していきたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 将来に向けて住み続けたいまちということを考えますと、この地域公共交通の充実ということは欠くべからざるものであるというふうに認識してございますが、ぜひともお取組の強化よろしく願いいたします。

続きまして、子ども読書活動推進計画のほうに移らせていただきます。

第二次計画につきましては、おおむね順調に目標が達成できたこと、またここにもコロナ禍の影響が見られることを確認させていただきました。第二次計画推進で様々な取組を積極的に進めていただいたものと受け止めました。感謝を申し上げたいと思います。

また、課題では6歳以下のお子さんと、その家庭の図書館利用の促進が課題であるということ、またそして第三次の重点的課題につきましては、家庭における読書活動の充実や各機関の連携の強化が必要と述べられておられました。効果的な保護者や学校からの働きかけの強化、学校図書館の充実等について御答弁をいただいたところでございます。乳幼児及びその家庭の図書館利用の低調の理由がどこにあると考えるのか、その課題にどのように対処していくお考えなのか伺いたいと思います。

また、保護者や学校から子供たちに働きかける、その方途についてどのような在り方がよいとお考えでしょうか。学校と図書館、それぞれの立場から御答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

○中央図書館長（浴 靖子君） 乳幼児及びその家庭の図書館利用の低調の理由についてでありますけれども、3歳児健診を受診した保護者に対するアンケートによりますと、家庭で本の読み聞かせをしない理由として、忙しい、子供が自分で読むという回答が目立ちました。この課題につきましては、図書館来館のきっかけとな

る乳幼児及びその保護者向けの事業の充実により対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校につきましては、現在学校図書館の整備について図書館司書ですとか教育ボランティアなどが関わり、学校図書館が子供たちの憩いの場となるような場の工夫、子供が思わず本を手に取りたくなるような展示の工夫、あとはもっと読書をしたくなるような読書カードの工夫などを行っております。また、図書館だよりなど本の魅力を伝えるお便りを各家庭へ配付をして、子供と共に保護者も本の情報に触れる工夫を行っている学校もあります。

今後はこのような取組を充実させるとともに、幼稚園、保育園などと情報交換を行うことも一つの方途であると考えます。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、第三次計画の推進におきまして小・中学校の不読率の改善、これにさらにお取り組みいただきたいというふうに考えてございます。不読率改善に向けてどのような取組をされていこうと考えておられるのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校におきましては、朝読書ですとか読書旬間の設定、家庭学習や長期休業期間中の読書の課題をはじめ、国語科などの学習の中において読むことの楽しさが実感できるような授業の実施などについて、今後も引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 図書館といたしましては、引き続き年に2回、学年ごとに図書館からの推薦本リストを作成し、全児童・生徒へ配付すること、また中学生に対しては大人からの本の紹介よりも同世代の友達からの本の紹介のほうがより効果的であることから、ビブリオバトルの開催や職場体験で来館した生徒にお勧め本のPOPを作っていただきまして、ほかの生徒に紹介するなどの取組を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。本を読むことの楽しさは非常に重要な点ですので、様々なお取組、考えてお取り組みいただければと思いますし、我が家を振り返っても、なかなか大人が勧めても全然振り向いてくれない、友達からやっぱりこれいいよっていうことで、読書に取り組んではまったみたいな話も聞いてございますので、ぜひともそういった方面の取組よろしく願いいたします。

続きまして、個別の対策について移らせていただきたいと思っております。

セカンドブック事業についてでございますけれども、一定の効果を認めつつ、経費、配付方法の整備が課題であるため、配付ではなく家庭での読み聞かせの継続や乳幼児向け事業の継続での対応ということでございます。現状の予算や人員の枠内で精いっぱい御答弁というふうに受け止めさせていただきました。

現状の中で読書の動機づけの機会を増やしていくという点について、ぜひともその努力をさらに続けていただきたいと考えますけれども、一方でもう一重、主体的に読書に取り組むきっかけづくりとしてセカンドブック事業を捉えた場合、やはりこれまでの事業を継続的に行うことに加えることで、より効果が望めるというふうに考えてございます。

各自治体での取組見ますと、方法は一律ではございません。年代を幅広く取って自分で選書してもらおう場合

もでございます。こうした子供自身が自ら主体的に本を選ぶということは、読書への動機づけとして何よりも大きな効果をもたらすと考えますし、図書館での絵本のカatalogと引換券を受け取る形にして図書館への来館を促す取組、こういったふうにしてこの図書館の来館につながっているところもでございます。

他の事例を参考にいたしますと、当市でもセカンドブック事業に取り組むことで、継続的取組だけのときよりも効果が見込めるというふうに考えてございます。ぜひともこのセカンドブック事業の開始に向けた積極的な検討をお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

○中央図書館長（浴 靖子君） セカンドブック事業につきましては、近隣他市にあっても本を直接配付しているというところは少なく、代わりに絵本リスト等の配付を行っているところがございますので、当市におきましても、まずそうした段階から取り組むことができるよう、今後関係部署と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、小・中学校の図書予算について伺います。

先般の新聞報道を見てみますと、全国の小・中学校1校当たりの図書購入費が7万円から10万円減っていること、購入冊数も100冊前後減少している、こういったことが報道されました。それによりますと1校当たりの図書購入費が小学校で47万円で冊数が299.2冊、中学校で59万円で冊数が361.8冊とありました。文部科学省が学校図書館に整備すべき蔵書数の基準についても、現状達成率が中学校で6割程度といった現状も、これ全国であり、自治体に予算の充実を促すといった方針が報道されておりました。

そこで、東大和市の現状でございますけれども、令和4年度の予算では中学校が81万5,000円で1校当たり16万3,000円、小学校では163万円で、これも1校当たり16万3,000円の図書購入費であるというふうに認識してございます。学校長の裁量で一般備品購入費を活用しているということでございますけれども、具体的にどのくらいの予算が活用されているのでしょうか。実際に図書購入に充てられている予算の総額を知りたいと思います。また、購入冊数がどのくらいかも併せてお聞かせいただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 具体的な予算の活用でございますが、令和3年度中の中学校につきましては図書購入予算額は81万5,000円、学校長裁量で一般備品購入費約130万4,000円を活用しまして、合計211万9,000円で購入冊数は2,842冊、1校当たり約42万4,000円となっております。同様に小学校につきましては図書購入予算額は16万3,000円、学校長裁量で一般備品購入費約355万6,000円を活用し、合計518万6,000円で購入冊数は1,199冊、1校当たり約51万8,000円となっております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） その市の取組がどれぐらいの位置づけなのかということで近隣自治体、近隣のほかの自治体もしくは多摩26市の小・中学校の図書購入費の実態と、他市での一般備品購入費の活用状況を合わせた図書購入にかかる予算額、購入冊数がどのようなものなのか教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 各市によりまして予算科目が図書購入費のために使用してよいという予算科目、こういったものが異なりますので、教科用備品購入費等を合計いたしまして1人当たりで算出いたしますと、26市の小学校の平均が1人当たり3,863円、東大和市は5,040円で26市中、多いほうから7番目、中学校の平均が1人当たり5,526円、東大和市が6,422円で26市中、こちらも多いほうから7番目となっております。

各市の購入冊数につきましては申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。金額を見ますと、東大和市として多摩、他の地域に負けな
いぐらいしっかりお取り組みいただいているということで、改めて認識をさせていただきました。

それで、蔵書数のことについて伺います。御答弁では国が示す蔵書数に満たない学校が小学校で2校、中学
校で3校とのことでありました。国では中学校は6割程度の達成率ということでございますけれども、当市で
は4割になります。具体的に基準に満たない学校はどこで、その理由は何なのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国の示す基準に満たない中学校についてでございますが、第一中学校が標準
1万2,160冊に対しまして1万94冊となっており、整備率が83%、第三中学校が標準1万1,200冊に対して1万
572冊となっており、整備率が94%、第五中学校が標準1万1,200冊に対して9,610冊となっており、整備率
85%となっております。

理由につきましては複数ございますが、ここ数年古くなった蔵書の入替えを進めており廃棄が多い、そのほ
か予算配当後に本の選定において比較的高価な単行本が多く選ばれることもあり、購入冊数が少なくなってし
まうことがあると聞いてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。もう少しというところかというふうに、8割は超えているの
で、もう少しというところかなというふうに思います。

これ報道ベースの話で恐縮なんですけど、国は今年度からスタートした第6次「学校図書館図書整備等5か年
計画」で、5年間で2,400億円を地方交付税交付金として配分することにしておりまして、単年度では480億円
となっております。しかし、地方交付税交付金につきましては自治体の判断で予算化の有無があるため、実質は
344億円の支出にとどまっております。差額の126億円は社会保障など、ほかの政策に使われたと見られてい
るとのことでございます。これを受けまして文部科学省は、自治体や図書館整備への予算化を求めているとこ
ろでございます。

現状当市では学校図書館の蔵書が基準に達していない学校がございます。まずは市内でその格差を至急改善
し、基準内の学校においてもさらに蔵書が充実されることが望まれるというふうに考えてございます。市とし
て第三次計画を進める次年度以降、今まで以上の予算をきちんと確保していただきたいというふうに考えてお
りますけれども、市の見解はいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校図書購入費に使用できる予算につきましては、例年一定の確保は行って
いるところでございますが、各学校におきまして購入する冊数や購入する本の内容を決定しており、選定に
当たりましては通常の図書のほか授業と関連する図書も図書室に配置する必要がございます。そういった中で
教育委員会といたしましては、引き続き学校図書の充実に必要な金額の確保に努めますとともに、各学校
への配当のバランスなども調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市立の公共図書館のほうには毎日行かなくても、学校には子供たち毎日行くわけで
ございまして、そこに充実した図書館があれば、本を手取る機会も少なからず増えていくし、またそうした
ところで気づきも学びもあるかというふうに思います。ぜひともこの予算の拡充ということについてお願いさ
せていただければなというふうに思っております。

続きまして、次の話題でございますけれども、東大和市の第五次基本計画にはSDGsの目標が明示されま

して、その基本施策4の3、生涯学習の項にはSDGs、4、質の高い教育をみんなに、11、住み続けられるまちづくりを、17、パートナーシップで目標を達成しようと、こういった目標が掲げられております。

そのことを踏まえまして、第三次東大和市子ども読書活動推進計画にはこの3つに加え、貧困をなくそう、すべての人に健康と福祉を、ジェンダー平等を実現しよう、人や国の不平等をなくそう、平和と公正をすべての人にの5つの目標も計画に密接に関連していると考えているということでもございました。

そこで、読書活動の重要な拠点であり、児童・生徒がより市立図書館に親しみをもち、より活発に利用してもらうことが計画に課題として掲げられているという点、そして計画に密接に関連していると考えられるSDGsの内容から、自習スペースの確保について取り上げたいと思います。

先日も会派の同僚議員が自習スペース確保への要望がございましたが、特に子育て世帯の市民からよくお声が寄せられております。長期休暇や受験シーズンだけではなく、通年でのスペース確保のニーズは高いものと考えております。教育長からは会議室、視聴覚室の稼働状況と2階フリースペースの活用について御答弁をいただきました。また、昨日は他の議員の方への答弁も聞かせていただきましたが、前向きな気持ちを持ってこれまでも自習スペースの確保に取り組んできていただいているものというふうを受け止めております。

さらに、現在の取組に加えて、中央図書館のレファレンス室のスペースは活用できないかというふうにございます。現在のレファレンス室の利用状況を詳細に分析し、稼働していない空きスペースについてはフレキシブルな形で独自のルールを定めた上で、レファレンス室の自習スペースのための開放を進めるべきではないかと考えますけれども、市の見解を伺います。

○**教育部長（小俣 学君）** レファレンス室の自習スペースのための開放の件でございますけれども、日本の図書館におきましては、かつて勉強部屋として利用する学生たちでいっぱいになり、一般の方々や子供の利用に支障があった、そういう時代が長くあったというふうに認識してございます。このため現在の図書館ではレファレンス室での自習を認めていないというところがほとんどでございます。

令和4年10月に多摩地域26市で行いました自習室の設置運営に関する調査におきましても、レファレンス室における自習を認めているのは3市のみでございました。そういうこともありまして、現時点においては当市におきまして、レファレンス室というのやはり本来の目的である図書館資料を用いての調べ物のために使っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで5分間休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時22分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**15番（佐竹康彦君）** 図書館におけるレファレンスの重要性と、利用者のための場の確保が本来の図書館の役割からすると、譲ることのできないものであるということは認識しているつもりでございます。公共図書館の自習利用につきまして、法的に基礎づけられていないといった議論ですとか、また日本の公共図書館ではこれまで学生の自習によって、本来の生涯学習のためになされる閲覧や研究に支障を来してきたということの経緯も仄聞しております。

しかし、実際に当市の中央図書館のレファレンス室が常に満席ということではないのではないか、日によっ

て、時間によって空きスペースは必ずあるというふうに思います。他の自治体図書館でサービス向上によって住民の評価が高くなっているところをこれまで幾つか視察をさせていただきましたが、往々にして閲覧スペースに加えまして学習スペースや自習スペースが充実していて、子供たちや学生によく利用されているということで、それが住民満足の向上に寄与しているという様子でございました。

過去の経緯もあって、本来の図書館機能の維持に努めるということは理解をいたしますけれども、一方でより幅広く市民の利用に供していくことも行政の施設としては必要なことであろうかというふうに思っております。この間の着実な取組の積み重ねの上に、さらなる自習スペースの確保を目指していただくよう重ねて要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、子ども読書活動を推進する人材の育成につきまして伺います。

市長、教育長から講座開催や団体支援、ボランティア育成、教員、学校図書館指導員、図書館職員の研修実施など積極的な取組を施行されている御答弁いただきました。全てについて十全な取組をお願いしたいというふうに思いますけれども、これまでは特に各学校での読み聞かせ活動の人材確保について、現役のPTA保護者だけではなく、卒業した児童・生徒の保護者や地域の有志が参加してくれるような取組をさらに進めていただきたいというふうに思いますけれども、この点いかがでしょうか。

また、教員、学校図書館指導員への読書活動に関する研修の充実、市図書館と学校図書館の連携をさらに充実させるための図書館職員の取組の充実をどのようにしていくのか、この点について詳細を伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 初めに、各学校における読み聞かせ活動の人材確保につきましては、令和5年度から市内全小・中学校がコミュニティ・スクールとなりまして、地域人材を有効活用することで学校教育活動の充実を図るということから、読書活動についてもその意義を地域、保護者に伝え、さらに広く協力を得られるように各学校から情報発信をしていきます。

次に、教員、学校図書館指導員への読書活動に関する研修の充実につきましては、現在学校図書館指導員や学校図書担当者を対象に年に2回実施しております学校図書館活用推進委員会において、各学校の読書活動の活性化や読書環境の整備状況、取組状況の情報共有のほか外部講師などから指導、助言を仰いだり、他地区の好事例を共有したりし、読書活動の充実に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 各学校での読み聞かせにつきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前には、保護者による取組が小学校全校で行われていたほか、地域の有志が依頼のあった小学校5校に対しボランティアとして参加しておりました。

第三次計画においては中学校グループにおける小中一貫教育の推進の一環として、学年、学校をまたいだ読み聞かせボランティアの受入れ体制の検討についてを課題としております。図書館といたしましては、学校とボランティアとの橋渡しに努めてまいりたいと考えております。

次に、市図書館と学校図書館の連携を充実させるための取組につきましては、現在学校から御利用いただいている調べ学習用資料や学級文庫用図書の団体貸出しについて、さらに利用しやすい方法等を検討していきたいと考えております。

また、今後学校図書館資料の充実を図る場合に、御依頼があれば選定の手伝いなども積極的にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、第三次計画の展望につきまして市長、教育長から御丁寧な御答弁いただいたところでございますけれども、社会の中で人々と共に生きる力を身につける上で欠くことのできないものであると認識されているとの御答弁は、子供たちの成長に読書の果たす役割が大きいことを改めて示していただきました。さらに付け加えさせていただくといたしますと、コロナを経た状況で特に学校現場でのデジタル化の推進が第二次と第三次との計画進行する上で、大きく変化する部分であるというふうに考えてございます。

デジタル化が進む状況を踏まえまして、その面をどのように子供の読書活動、図書館を使った学習に効果的に反映させていくかについて御所見を伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） デジタル化が進む状況下における子供の読書活動、図書館を使った学習につきましては、電子書籍が候補に上がるかと考えます。電子書籍の学校現場への導入につきましては、先進的に取り組んでいる事例等を情報収集し研究を進めてまいります。

以上になります。

○中央図書館長（浴 靖子君） 図書館といたしましては、インターネットを使用した調べ方の方法や注意点について、学校からの御依頼に応じて児童・生徒に出前授業などを行うなどにより支援ができるものと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。この第三次計画が順調に進行していくことを心から望んでおりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の学校教育について伺います。

まず、理数教育の現状の取組と成果について詳細に御答弁いただきました。指導する人を充ててきめ細かな学習指導を継続することで着実に学力向上を図ってこられたと受け止めました。この成果を生み出した原因についてどのように分析して、今後の取組につなげていこうとされているのか、再度伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 成果を生み出した原因につきましては、ティームティーチャーや学習指導員等を活用した習熟度別の少人数指導の実践では、指導担当者が担当学年の担任などの情報共有を小まめに実施したり、児童・生徒の理解や習熟の程度等の状況を把握するために単元に入る前などに実施をするレディネステスト、こういったものを実施したりすることで児童・生徒の現状を丁寧に把握し、実態に応じた学習を進めているということなどが挙げられます。

また、現在教育指導課が主催しております各学校の小人数学習指導員やティームティーチャーを対象とした研修会において、指導者同士で実践例や指導上の課題、改善策などを共有することで、日々の指導力の向上にもつながっていることなどが考えられます。本研修会につきましては、令和2年度、3年度はコロナ禍のためなかなか予定どおりに実施というのが難しい現状でありましたが、今年度は1学期中に実施ができ、参加した指導者に大変好評でありました。今後もきめ細かな指導の内容が充実するよう、実施回数や時期について検討してまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 引き続き力を入れた取組、よろしく願いいたします。

全市的に同様の取組をされているとともに、各校でそれぞれの工夫もされているというふうに思っております。

す。その取組の横展開に関する見解を伺いたいと思います。あわせて、全体的な学力の底上げを図ることを継続することはもとより、理数科目に関心の高い、また学力のある児童・生徒に対し、今以上にさらに高みを目指す取組をしていくことについて市の見解を伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 各学校における指導の工夫、好事例などの横展開につきましては、全教員がパソコン上でアクセスできる場所に全ての教科の好事例を随時格納し、データベース化いたしました。さらには、市内の教科研究部会において、日々の実践について好事例を互いに共有をしております。

理数科目に関心の高い児童・生徒に対する取組につきましては、現在は1人1台端末にあります自分のペースで学べる学習ソフト、こういったものを活用したり、日々の授業時には習熟度別により発展的な問題を解いたり、児童・生徒の状況に応じて個別にさらに難易度の高い問題を解いたりしている状況であります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、壇上でも述べましたとおり選択肢を広げる、社会での活躍をできるような人材を育てるという観点から、ぜひとも力あるお取組をよろしく願いたいと思います。

続きまして、スクールカウンセラーについて伺います。

昨年度と比較して利用状況が約58%の増加となっているということは、コロナ禍の状況が大きく影響しているというふうに考えます。この影響がしばらく続くかもしれないというふうに考えますと、今まで以上に充足した体制をしくことも検討していただきたいと思います。

特に1校2名のカウンセラーが曜日を変えて配置されておりますけれども、相談者によっては一度話した内容を別のカウンセラーに再度繰り返さなければいけない状況があると、利用された方から伺ったことがあります。なるべく同じカウンセラーに関わっていただくことがよいと思いますけれども、そうでない場合につきましてはしっかり情報共有を欠かさないように、再度御徹底をお願いしたいと思います。

御答弁ではオンライン面談実施の学校があることを御教示いただきました。このことについても市民の方から御要望をいただいております。現在のカウンセラーの勤務状況を詳細に分析し、効率的・有効的に時間を活用して、より多くの児童・生徒や保護者等へ関わってほしいと考えております。特にアフターコロナの社会状況に即してオンライン等を活用したカウンセリング業務など、全市的に進めていただきたいと考えますけれども、市の見解を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） カウンセラーの利用につきましては、周知及び利用方法について学校ごとに工夫しているところではありますが、今お話があったような事例につきましては、利用者が安心かつ効率的に利用ができるように学校内での連携など再度見直すように指導してまいります。

オンラインを用いたカウンセリングにつきましては、現在スクールカウンセラーに貸与する1人1台端末、これが不足していることが課題であります。1人1台端末はまず児童・生徒及び日頃の授業において、教科等の指導に当たる教員へ優先的に貸与しており、予備機の数が確保でき次第、スクールカウンセラーにいち早く配付してまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひとも積極的なお取組、よろしくお願いいたします。

続きまして、図書館を使った調べる学習コンクールについて伺います。

昨年度よりも応募点数が少ない印象でございますけれども、その点について市としてどのような見解をお持ち

ちなのか伺います。

また、現場の先生方のお取組に感謝しつつ、全市的に地域コンクールを開催していただきたいと重ねて要望させていただきたいと思います。このことに関します今後の展望について御見解を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 昨年度よりも応募点数が少ない印象ということでお話がありましたけれども、本コンクールにつきましては、令和2年度のコロナ禍における対応により、今まで各学校から悉皆で作品を出品しておりましたけれども、一斉休校に伴う夏季休業期間の短縮により、令和2年度から希望者の出品としたこともありまして、ここ数年コロナ以前に比べると作品数が減少してきております。

調べる学習につきましては、主体的に学ぼうとする意欲が高まるとともに、探求的な学びにもつながり思考力や判断力などの育成にも関係してくると考えます。本市では令和5年度からコミュニティ・スクールの全校実施に伴い、地域人材を活用した学びというものを促進し、総合的な学習の時間の充実に取り組んでまいります。この学習では調べ学習も大きな比重を占めることから、学校での日常的な学びの中における調べる学習、こういったものと関連させながら、児童・生徒が調べる必然性を実感しながら、学習内容に興味を持って主体的に学ぶ姿が一層高まるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○中央図書館長（浴 靖子君） 地域コンクールの開催についてでありますけれども、令和4年度から地区図書館の運営を受託した指定管理者のほうから、受託期間の間に地域コンクールを開催したいという御提案をいただいております。今後地域コンクールを開催する場合にはどのような準備が必要なのか、協議を開始したいと考えているところであります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも前向きな御検討を重ねていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、14番、和地仁美議員を指名いたします。

[14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

さて、自治体間競争が激化していることや、行政課題やニーズが多様化・複雑化していることなどは長らく指摘されているところですが、地方公共団体を取り巻く環境の変化は、より一層高まり、加速化していると言わざるを得ません。実際ここにいる全ての人が、大なり小なり変化への対応の必要性を実感されていることと思います。

そして、大きな課題の一つとされている生産年齢人口の減少については歯止めがかからない状況、そのような中、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応を通して行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れ、デジタル人材の不足などの課題も新たに浮き彫りとなりました。

また、国は時代に合わなくなった働き方、人材育成の在り方など社会全体の仕組み、構造を多様性と変化への柔軟な対応、レジリエンスを持ったものへと転換し、ポストコロナに向けた動きを一気に加速するとして、

働く人がやりがいと生産性を共に高められる働き方改革や、誰もがいつでも学び直しを行えるようなリカレント教育の抜本的な拡充を進めていくことを骨太方針2021で示しています。日本国内の人材全体の母数が減少していることを受け、民間企業が人材の確保、育成についてさらなる工夫や投資を行っている中、行政にとって最も重要な経営資源である人の確保はより困難になっており、人材育成については最重要課題と言っても過言ではありません。殊メンバーシップ型雇用によりゼネラリストを育成してきた行政にとっては、新たな課題解決や目標達成のため一定のスペシャリストの必要性も高まっており、従来の人材マネジメントの方法をアップデートし、より戦略的に行うことが必要だと考えます。

そこで、今回は今後の人事戦略について取り上げさせていただきます。

①総合計画をはじめとした、新たな時代においても持続可能な行財政運営を実現するための各種計画等を実現するために、より専門的な知識や経験を持つ人材が必要だと考えているが、市が認識している分野や事務事業は何か。

②専門的な知識や経験を持つ人材の確保のための取組について。

ア、既存の職員の育成・活用の現状と課題は。

イ、民間企業などからの外部人材による確保の現状と課題は。

③より専門的な知識や経験を持つ人材が確保できるか否かが市政運営に与える影響についての認識は。

以上、この場での質問はここまでで終了させていただき、再質問につきましては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、今後の人事戦略において専門的な知識や経験を持つ人材が必要とされる分野についてであります。社会の変化や多様性にスピード感を持って対応するためには、柔軟な発想力や向上心を持つ職員が必要となります。とりわけ現在取組の強化を図っているデジタル政策の分野での人材の確保が必要であることに加え、まちづくり、福祉分野においても深い知識や経験を持つ人材が必要になると認識しております。

次に、専門的な知識や経験を持つ人材を確保するための職員の育成や活用についてであります。市町村職員研修所での専門研修や外部団体が実施している専門研修の受講を通じて、職員のスキルアップを図っております。また、東京都や東京大学等への研修派遣、他団体への職員派遣による育成においては、公募等により職員の自主性とキャリアアップへの意欲を醸成し、帰任後に習得した知識・経験を活用できる配置等を行っております。

課題につきましては、職員一人一人が自身のキャリアアップと組織への還元を自発的に行えるような組織風土をどのように維持、向上させていくかであると認識しております。

また、民間企業などからの外部人材の確保につきましては、現在では他自治体や警視庁などからの職員派遣を受けておりますが、今後は現在本会議への条例案を上程中の任期付職員制度を活用し、民間企業からの有為な人材の確保を進めてまいりたいと考えております。

次に、専門的な知識や経験を持つ人材の確保が市政運営に与える影響についてであります。少子高齢化と人口減少が進む中、活力あるまちを目指すためには、限られた人材の効果的・効率的な活用がより一層必要となってまいります。そのためには、より専門的な知識や経験を有する人材を確保することが、持続可能な市政

運営に欠かすことのできないものと認識をしております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○14番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。

私、今まで様々な分野、一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、人事系、人材戦略系は今回で10回目となります。それはやっぱりひとえに行政の経営資源である、人・物・金・情報の中で一番重要なのが人だということを信じてやまないことと、あと今回私12人目の一般質問者になりますけれども、ほかのテーマをメインテーマにされている方も、HRっていう言葉が使われたり、人材育成という言葉が使われたり、やはり今後行政課題を解決するためには「WHAT——何をやるか」じゃなく「HOW——どうやるか」、それを支えるのがやはり人材だということは否定できないんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、再質問させていただきますが、まず最初に、市長答弁では柔軟な発想力や向上心を持った職員が必要とのことでしたが、これは壇上でも私、述べさせていただきました骨太方針2021でも触れられているポイントです。しかし、考えてみますと、このポイントは特に専門的な知識や経験を持つ人材、いわゆるスペシャリストだけに求めるものではなく、人材の持つ特性、パーソナリティー、志向性に当たるもの、すなわち全職員に求めるものだと思います。

既にこのポイントについては採用時で取り入れているとは思いますが、その場合どのように見極めているのか。また、既存の職員に対する研修等では柔軟な発想や向上心に関することをどのように取り入れているのかお答えください。

○職員課長（岩本尚史君） 採用試験においてですが、テストセンター方式による教養試験を実施をしております。そこでは民間との併願希望者等からも有用な職員を幅広く受け入れられる体制を取っております。そのテストセンター方式の際には適性検査も実施をしております。例えば職場での行動傾向、あるいはストレス耐性の把握、またエントリーシート、面接試験において市への愛着心、これまでの経験を踏まえて自発的に柔軟に前向きに行動できる人物かどうかという確認をしております。

また、在職職員についてでございますが、こちらの研修は近年コロナ禍によって研修規模等の縮小もございますが、例えば市町村職員研修所で実施する問題解決、能力向上研修として、文章ですとかアイデアを分かりやすく図解化、図示化できるような、そういった図解表現力研修ですとか、あとは計画立案を適切に行う思考法を学ぶというロジカルトレーニング研修を実施をしております。

柔軟性の発揮というところでは、入職3年程度の若手職員を対象としました、これは近隣市との合同研修でございますが、毎年民間に講師を依頼をしまして、新商品の企画、プレゼンといったものを通じて創造性を開発するというような目的とした研修も実施をしております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 採用時も適性テストを活用したり、研修の中でも様々なポイント、ポイントにおいて取り組まれていることは了解しました。採用がうまくいっているということを前提とすると、向上心を持った方を採用しているのが前提だと思います。その向上心を維持させて、そしてさらに向上心を向上させるような仕組みとしては、やはり研修だけではなく、そこを評価する評価制度の両輪で必要だと思いますので、今回一般質問のテーマが今後の人事戦略ですので、今後またこの点について研修や評価制度で、さらに有効性のあるものに進めていただければなというふうに思います。こちらは要望です。

次に、市長答弁ではデジタル政策分野、まちづくり、福祉分野において、より深い知識や経験を持つ人材が必要になるという形で、特別にその分野を挙げていただきました。それぞれのスペシャリストについて担っていただきたいこと、またどういうキャリアや知識・経験などを持った人をこれらの分野でイメージされているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 即戦力としまして必要な要件として考えていることがございます。例えばデジタル政策分野では情報処理技術者試験に合格をしていること、また、まちづくりでは技術者として活躍できる建築技術や土木技術の専門課程を専攻し修了していること、福祉分野では社会福祉主事任用資格を有しているということが必要な条件であると考えております。

また、担う業務内容としましてはデジタル政策分野、こちらではICT技術の各課事業、また課題への活用、それから職員のスキルアップをどう指導するかということですか、まちづくりの分野では都市の価値を高めることにより、多くの人に住みたい、また住み続けたいと思っていただけるような魅力的なまちづくりを実現すること。福祉分野では福祉関係の法令や制度を熟知し個別相談支援業務、あるいは福祉施策の立案、実現などにより住民福祉を向上することなどが挙げられると考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 大変重要な分野を担っていただけたらなというふうに想定されていることを理解しました。今そのスペシャリストという定義というか、どうやって見分けるのかというところで、答弁の中では様々な資格を挙げていただきましたが、資格は一目瞭然ですけれども、ペーパードライバーという名前もあるように、資格だけではなかなか判断できないような部分もあるのではないかなというふうに思っております。その点でキャリアなどは加味する予定はあるのでしょうか。加味するとした場合はどのようなキャリアをイメージされているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 専門職の採用に当たりますと、基本的な資格のほかに民間での経験がある場合には、そこでのキャリアを含めた人材の評価を行っております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） スペシャリストの方の雇用とか採用については、じゃ面接っていうのはどういう方がされるというふうに予定されていますか。

○職員課長（岩本尚史君） 福祉職や技術職の面接試験におきましては、市職員のうち専門職の管理職が対応している状況でございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 今福祉職と技術職という既存というか——のところについての面接の面接官について御答弁いただきましたが、先ほど市長のほうで挙げていただきましたデジタル政策分野などについては新たな分野だと思いますので、その点についての面接についてもより有効な形でできるよう、今後のことですので様々な先進市の事例なども研究して準備をしていただきたいと思いますと思いますが、民間の方というときに、例えば求めている分野がイコール会社のなりわいだっていうところもありますけれども、そこで何をしていたかについて分からないと、例えば広報という、いわゆる大手の電通さんや博報堂さんみたいに、それを仕事にしている会社からの方だからいいと思っても、実はそこで経理をしていましたと駄目なわけですよね。

ですが、例えばメーカーさんにも広報をしていましたっていうことであれば、その経歴で会社の名前は広報ではないけれども、その中で広報のプロフェッショナルとしてやっていたっていうことを確認しなければ、

そういう分野の方は採用できないと思うんですけども、行政のちょっと面接というか、うちの市の面接の提出していただく採用時の資料について分からないんですけども、一般的に民間企業の場合、中途採用の場合は職務経歴書を出していただくんですけども、この場合は当市の場合も職務経歴書を出していただく予定ですか。

○職員課長（岩本尚史君） 職務経歴書というものは現在活用しておりませんが、履歴書とエントリーシートを活用しながら、その中で職務経験等を今は聞き取りをしていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） ぜひ職務経歴書を出していただけてください。転職では当たり前のことですので、職務、何を経験してきたのかということをお自分で文章で紹介するという重要なものですので、ぜひ活用を検討していただきたいというふうに思います。

次に、専門的な知識や経験を持つ人材の確保についてですけれども、先ほど壇上でも述べましたが、生産人口が減少する中で行政だけでなく民間も人材の確保に苦労している状況であることは、様々な報道でも取り上げられております。また、時代の変化に対応するために、いわゆる淘汰される業務っていうのもありまして、デジタル化をしたりすると今まであった仕事なくなるみたいな形になるときに、今いる人材を新たなポジションで機能していただいたり、活躍していただくためにリスキリングを行うという形が民間では多くなってきているようです。

そこで、既存の市の職員に今までこう述べてきた今必要な知識、これから必要な知識などを身につけさせる取組について、市長答弁で示された都や大学への研修派遣、他団体への派遣により派遣された職員が身につけてきた知識や経験を具体的にはそれらはどのようなものであって、行政運営課題にどのように効果を発揮されているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 例えば東京都主税局へ派遣職員を送り込んでおりますが、東京都での実際の徴税業務を通じて、そこで得た知識、ノウハウを帰任時に納税課の配置によって市に還元し、収納率の向上にも今現在努めているところでございます。同様に東京大学への職員派遣では東京大学未来ビジョン研究センターとの協定を締結しておりまして、派遣職員の在任中、また帰任時にリビングラボの手法を取り入れた事業展開、そういったものを役立てているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 4時 2分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） 先ほど特にスペシャリストを必要な分野としてデジタル分野、まちづくり、福祉というものを挙げていただけていましたけれども、大学や東京都のほうなどに派遣をされている例はあるということですが、今言った今後必要となるところの分野に対して知識をつけるための支援はあるのか。

具体的には例えばその知識をつけられる学習のコースっていうんですかね、それを最近はおオンラインでも受講できるようなものもあつたりした場合に、やる気のある職員が手挙げたら、その講習料っていうんですか、それを出してあげて平日の勤務時間内にそれがもしやる、どうしてもやるっていうことであれば、その時間は

業務を一旦離れて、その知識をつけて今後の市政に活かしてくださいというような、そういった学習支援って
いうんですか、そういうものがあるのかどうか。

それから、以前もシティプロモーションなんかのときに、総務委員会で視察に行きました弘前市の担当者が、
電通さんに1年間行って、かなりの知識・経験をつけて戻ってきた方が説明してくださっていましたが、そう
いった特定の今後必要な分野の知識や経験を身につけるための民間企業への派遣などについての実績、検討な
どはどのような状況か教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） まず、支援というところでございますが、例えばデジタル分野のところでは、現在
東京都などが行いますウェブ研修が多数ございまして、こちらは受講することが可能となっております。また、
他の分野でも昨今の流れもございましてウェブ研修が受講できるような、そんなような流れになっております。
民間企業への職員の派遣については現在ございません。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） このオンラインというか、そういった今後必要——リスクリングですよ、言って
しまえば。それでどうしてもその必要になる分野について、外から人材を求めるのもいいんですけども、今
後デジタル化などが進んだ場合に、ほかの既存の仕事がデジタルできるようになった場合、せっかく今市のこ
とを理解して愛着心を持って業務に当たっていただいている方の中からやる気のある方に、その技術や知識を
身につけていただいて活躍いただくというような道も、ぜひ検討していただいて、それが先ほどの一番最初の
向上心につながると思いますので、そんな形も検討いただけたらいいのではないかなというふうに思ってお
ります。

それから、昨今民間企業でも副業というものが非常にメジャーにまではなっていませんが、検討するような
企業が多くなって、それは外でいろんな経験をしてきてもらったものを、また自社のほうで活かしてもらいた
いという部分も半分ぐらいはあるのかなというふうに思っております。公務員においても、そのようなトレンド
もあるようでして、副業は難しくても、いわゆるパラレルキャリアというような形で業務以外のところで知
識や経験を身につけて、それを市政に生かすというようなことが話題となっており、それを調査・研究、取り
入れているような自治体もあるようですが、当市の現状はどうでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 当市の職員というところでございますが、様々な地域活動、またボランティア活動
に携わっている職員が一定数以上いると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 一定数いるということですけども、これ調査をかけるのがいいのかどうか、ちょっ
と私もここではすぐアイデアはないんですけども、そんな職員の方のいわゆる仕事以外の活躍で意外なスキ
ルや何か得意分野がある方もいるかもしれませんので、そのような活動も積極的にやっていただけるような環
境を持つことも今後の人事戦略としては必要ではないかなというふうに思いますので、検討、調査していただ
ければというふうに思います。

それから、市長答弁では、職員が自身のキャリアアップと組織への還元を自発的に行えるような組織風土を、
どのように維持向上させさせていくかが課題という形で課題を挙げいただきましたが、より専門的な知識が
必要となる業務が増加する中で、ゼネラリストの育成が中心となっている評価制度や人事制度は見直しの必要
があるのではないかなというふうに私自身思っております。

実は2016年3月の定例会での一般質問で、一定分野でスペシャリストの育成が必要ではないかということ

私、提言させていただいております。あれから6年以上が経過していますが、現時点でそのスペシャリストが必要となった現状に寄り添ったような形の人事制度についての検討の実態はあるのかを教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 検討ということでございますが、人事のところでは考え方としまして公務全般におきましては、各部署で習得した知識・経験・スキルを新たな配属先で応用しながら、これまで構築した関係性を発展させながら、各部署の連携ですとか調整をするという、そういった能力が必要と考えておりますので、現行のゼネラリストを中心とした人事制度、こちらは基本に考える必要があるんじゃないかと認識をしております。

一方でデジタル分野ですとか、一部の領域では民間の研究開発、こちらのスピードが速いですし、またレベルも高いというところで既存の市の職員の知識、専門性のスキル習得では不十分であるというところから、外部人材の活用が必要と考えております。

なお、既存の人事評価システムでもスペシャリストの評価には対応できますが、人事制度につきましては引き続き研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 先ほど6年前に一定の段階でっていう形でスペシャリストかゼネラリスト、最終的にはマネジメントのほうに行くのか、いわゆる職人的に一定の分野を深掘りしていただいて、本当にプロと呼べるような、もう聞けば何でも答えてくれるような、そういうような専門性を高めるような道とを選べる、それぞれ得意、不得意の中でどっちがいいっていうのも多分個人的にあると思うので、そういうような道も今後必要じゃないかなと思います。

実際令和3年度報告書——地方公共団体における人材マネジメントの方策に関する研究会という国の組織の報告書でも、そのように一定の分野についてスペシャリストを目指すような取組をするのもいいのではないかという形で、複線型人事制度として香川県の事例などもそちらで載っておりました。10年間ジョブローテーションでいろいろやった後、この分野をやりたいっていう形でいくのか、もう少しゼネラルな形でいくのかというような、段階で選べるような仕組みも今後は必要になっていくと思いますので、ぜひこちらについても調査、研究をしていただければというふうに思っております。

次に、民間企業等の外部人材の確保についてなんですが、先ほど市長答弁の中でも取り上げていただきました、今定例会で上程されている新設条例に盛り込まれております任期付職員制度を活用することになるというふうに思います。こちらの条例案については市議会の総務委員会でその内容について詳細、審査されると思いますので、ここではその条例の内容というより主に実際の運用について気になる点がございましたので、そちらについて確認をさせていただきたいと思います。

任期付職員制度の案では、特定、一般、その他という3つの任用区分をつくるというふうに資料にはなっておりましたが、その他については一過性の繁忙期に対応していただく方のことだというふうに理解しておりますが、特にスペシャリストを求めているという部分については、この特定と一般というほうが当たるんじゃないかなというふうに思っております。この特定は高度の専門的知識・経験、一般は専門的な知識・経験を要件とするというふうに任用区分では示されておりましたが、この特定と一般の違いをもう少し詳しく教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 特定任期付職員と一般任期付職員、こちらの違いは専門性のレベルでございます。特定任期付職員の高度の専門性、こちらは弁護士ですとか医師など、難度の高い国家資格を有する者のことを

指します。それ以外の資格を有する者は一般任期付職員と、そちらに該当すると考えております。

以上でございます。

- 14番（和地仁美君） そうしますと、例えばデジタル分野の方などは特定ではなく一般になるのかなというふうに思います。なかなか特定は医師、弁護士を任期つきで雇用するっていうのは、今私の中でぱっと頭にイメージが浮かびませんので、恐らくイメージしているスペシャリストというような、今後必要になる分野についてはこちらが一般の形になるのかなというふうに理解をしました。

この任期付職員っていう方たちはスペシャリストで雇用するという事は、ジョブ型の雇用になるというふうに思いますが、ジョブ型の雇用というのは、その仕事をしてくださいねっていう形で募集をするわけですから、ジョブディスクリプションが必要になるというふうに思います。このジョブディスクリプションについては作られるのか、また作る場合はどのような方が担当して、どのように作るのかについて教えてください。

- 職員課長（岩本尚史君） 職務内容ですとか必要なキャリア、資格、就業期間など、こちらを記述しましたジョブディスクリプション、こちら作成をいたします。また、その作成につきましては必要とする業務・事業、そういったものが決まった際に、主管課及び職員課のほうで具体化をしながら作成をしたいと考えております。

以上でございます。

- 14番（和地仁美君） 募集の際のジョブディスクリプションにまでは記入する必要はないかもしれませんが、よく何々にこんなお仕事をさせていただきますっていうことだと思うんですが、よく忘れがちになりそうだなと私がちょっと気になったのは権限なんです。

その特定の分野を任期を決めてやっていただくときに、自分はどこまで権限を持っていますかっていうのが分からないと、やっていい、やっちゃいけない、誰に決裁してもらわなきゃいけないというのが、そういうつもりじゃなかったんですとか言っちゃいますので、ぜひ作る時は表の公募の書類にまで書く必要はないんですけども、少し採用に迫ってきたときに提示できる決裁権限であったり、様々な部分もぜひ御用意されたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

じゃ、作成をされるということですので、そのジョブディスクリプションにより募集をかけるというふうに思うんですけども、その際には民間の方を採用するようなどときには、いわゆる市場調査が必要だというふうに思います。

条例案にも様々その等級によつての給与の範囲が示されておりましたが、求めるスペシャリストの市場価格が分からないと、安く設定し過ぎて応募がないとか、もしくは全然高く設定し過ぎちゃっていて、能力以上の報酬を払ってしまうというようなおそれがありますが、この給与というか、市場の状況についてはどのように調査を行うのか。また、募集を行う際の募集の媒体ですね、それについてはどのような方法を考えていらっしゃるのか教えてください。

- 職員課長（岩本尚史君） 調査ということでございますが、こちら他の自治体の活用例も多く公表されておりますので、情勢適応の原則、地公法の関係からも先行市の事例等を参考にすることを一つ考えております。

また、媒体ということですが、業務の特殊性から基本的には公募をせずに適任と思われる、そういった方を選考によって採用することを考えております。一方で業務内容で公募が必要な場合には市報ですとかホームページ、また現在民間企業での就活希望者が利用しているというところで就職情報サイト、こちらに募集記事を掲載するといったことも検討しております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 了解しました。民間の方の採用をいわゆる視野に入れているような職種については、そういった転職用のサイトを、サイトというか、媒体を使われる予定もあるということで、中野区さんはDXの社員を、最近CMでよく人さし指を立てている会社でしっかり採用されたという事例もあるので、そんなようなことも研究されるといいのかなというふうに思いますが、先ほどの今の御答弁で公募はせずに適任と思われる人物を選考により採用する。公募をしないということは、広く募集をしないで適任と思われる人を面接するという事は、ヘッドハンティング会社をお願いをすると、でも費用がかかり過ぎますよね。その適任と思われる人とは公募をせずに、どうやって出会えるのかについて何かありますか。

○総務部長(矢吹勇一君) 今職員課長から公募せずにということで御説明しました。任期付職員に関しましては、特定任期付職員及び一般任期付職員とも弁護士や高度IT人材などの人を想定しておりますが、一般の公募ではなかなか採用に結びつかないと、他市の事例などを見ても、というふうに考えております。で、結果的にこちらから適任と思われる人を様々な情報から探して、その方に直接こちらからアタックをして採用に結びつけるということでの任用を考えているところでございます。そういうことから、基本的には公募というのはあまりなじまないのではないかと考えております。

以上です。

○14番(和地仁美君) 了解しました。要するに人脈ですね。知っている方、まち・ひと・しごとの牧瀬先生とか、いろいろ外部の方で当市の施策に関わっていただいている、いわゆる信頼関係が置けている方に、こんな方知っていますか、みたいな感じで一本釣りをすることなのかなというふうに思いますが、それは非常に効率がいいと、いい方を紹介していただけたら非常に効率もよく信頼性も高い方法の採用方法ですので、ぜひその方法でうまくいくことを願っております。

それから、任期付職員の方は先ほども申し上げたとおりジョブ型の雇用となりますが、例えば災害時の緊急の場合に、ジョブディスクリプションに明記されていない業務にも対応してもらうのか、例えばシステムをやっていたら、そのジョブディスクリプションに書いてありませんので、それは私の任務ではございませんって言うことはできることなので、そういったいわゆるほかの職員がみんなゼネラリストでやっている中で複数名、本当に少数派のジョブ型の方が、そういった異常事態みたいなときにどういう対応をしてもらえるかなどについても一応確認したいと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○職員課長(岩本尚史君) ジョブディスクリプションに明記のない緊急時の対応等につきましては、選考する際に確認を改めてしたいと考えております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) あと、もう一つ気になっている点が、いわゆるスペシャリストと言われている方たちは、期待されている成果を出すことが仕事のミッションですので、何時から何時まではこの職場にいなきゃいけないというような雇用の仕方とは、ちょっとあまりそぐわないのではないかなというふうに思っています。極論、家でやっていただいたほうが、いい成果が早くできたりするかもしれない職種もあった場合ですね、勤務時間については他の一般の職員の方と同様になるのか。

それから、先ほどの条例案のほうでは、いわゆる昇給的な評価はないという形で任期中はずっと同じということになっていましたが、じゃ、例えば残業手当であるとか、休日出勤の代休であるとかといった、いわゆる勤務時間の管理などについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 現時点におきましては、一般職員と同様の勤務時間、また勤務時間の管理を考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 了解しました。一般の職員と同様にやっていただくという前提を今は想定しているということのようです。

当市でも職員募集をされていて、特に新卒だけに限っていないということは理解しておりますが、その新卒ではない方も含めた現時点での応募可能な年齢については何歳になっているのか、今現在この職員ですね。特定、一般の任期付職員の採用についても、この現時点での採用の年齢制限を適用するののかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 一般事務の採用につきましては採用日が4月1日付、こちらは主に新卒の場合ですが25歳以下、また年度途中の社会人等も含めた採用につきましては29歳以下となっております。専門職である建築、土木の技術職は39歳以下、また保健師は31歳以下と対象年齢を広げた対応しております。特定任期付職員、一般任期付職員につきましては、こちらは年齢の制限を行わない予定でおります。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） そうですね、一定以上の経験や知識を持ち合わせている方はそれなりに経験を積んでいらっしゃるのので、この年齢制限はちょっと不適合かなというふうに思いますが、例えば、5年の任期が終わって、それでお互いなくてはならないねってなって、東大和市でこのまま続けてやりたいですっていうふうにそのスペシャリストの方も言うていただいた場合に、じゃ正規に雇用しようとなったら、その方が45歳だったってなった場合は、今のルールでは採用できないんですよ、任期つきではない場合は。

そういったときに備えて何かこう準備をしていくような必要があると思うので、その点については今のことじゃなくて今後のことですので、ぜひそういった、せっかく出会って、お互いいいねってなって、この人がいるといいねってなったときの採用ができるかどうかについても、一応想定して準備をされてもいいのかなというふうに思いますので、その点についてもよろしくお願いします。

次に、市は総合計画の「輝きプラン」に基づいて、将来の都市像を目指して事務事業を様々進めていると思いますが、実際にそれらを具現化し執り行うのはやっぱり職員だと思います。冒頭申し上げたとおり、私は行政での一番の経営資源は人材だというふうに思っております。よって、その計画がよりよい形に進むためには、計画実現のために必要な能力、それから技術を想定した上で人材の育成や確保を行う必要があると思います。

国も平成9年11月の通知、地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針において、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を、各地方公共団体に策定することというふうに示しております。当市においては、この人材育成に関する基本方針はあるのでしょうか。また、その基本方針は新しい総合計画、「輝きプラン」に適合しているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 現在でございます人材育成基本方針は、こちら平成27年4月1日のものでございます。基本構想及び基本計画を実現するために必要とされている職員、こちらの資質につきましては現行の方針、また目指すべき職員像として「熱意と使命感を持ち、市民とともに、東大和の明日を拓く職員」ということですが、こちらは目指す方向性は合致はしていると認識しております。

一方で、定年延長ですとか職員のモチベーションといった新しい課題もございますので、方針の見直し、こちら検討をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 職員像については合致していると思います。ですが、何かこう計画でデジタル化って書いてあるときに、デジタル人材ゼロじゃ実現しなくなってしまうので、ぜひその計画が実現するために必要な人材の育成というものを併せて両輪でやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

「輝きプラン」人材育成編みたいな、そういったものをぜひ策定いただいたほうが、より計画の実現性が高まり、いい結果を出せるのではないかなというふうに思いますので、その点についても御検討をよろしく願います。

次に、より専門的な知識経験を持つ人材を確保すること、限られた人材の効果的・効率的な活用が持続可能な市政運営に欠かすことができないもので、より一層必要になってくるという市長の答弁で示された認識についてですが、メンバーシップ型雇いでゼネラリストとして育成されている職員と、ジョブ型雇用のスペシャリストの職員が互いの役割を理解し合って仕事を進めていくっていうことは、多分想定以上に難しいんじゃないかなというふうに思います。いわゆる文化も違いますし、役割もミッションも違うわけですので、そういう難しいことが想定されるというふうに思っております。

先進市で話題となっているところは、ほかの方の一般質問でも流山市など事例出されてはいたしましたが、ああいうところは外部人材の登用がうまくいっている事例だというふうに思います。一方で、せっかく採用してもスペシャリストをうまく活用できない事例というものもあるようです。

新たにこのジョブ型のスペシャリストを組織に迎え入れて組織力を上げる、すなわちその方の最大限のパフォーマンスを出していただく。それと、その新しい方が入ったことにより、刺激を受ける既存職員との間でいい化学反応を起こしてもらって、その人一人を雇用した、その1.5倍ぐらいの効果を、その業務以外の附属的な効果を上げるっていうことが必要じゃないかなというふうに、それもお互いの幸せのためにも必要だと思いますので、そういった新たな取組をする前でのどんなことを準備として必要かなというふうに考えているか、その点について教えてください。

○総務部長（矢吹勇一君） 任期付制度についてのスペシャリストの採用で、これをより組織にとって効果を上げるっていう必要があるのは認識しております。それ考えられるものとしては、専門性のある職員を受け入れる際に、受入側の職員の心構えが非常に重要になってくると考えております。専門性のある職員にその専門能力をいかんなく発揮してもらえますように、周囲の職員が公務について特殊性もございますので、そういったことを伝えながら、職場環境を整えることが必要であります。

また、受入側の我々職員も、専門知識やスキルを貪欲に吸収する意欲や態度を示していくことが必要だと考えます。これによってスペシャリスト職員の力を存分に発揮できる体制が築いていけるものと考えております。以上です。

○14番（和地仁美君） ありがとうございます。

ぜひ準備が必要だと思います。お互い全く違う文化から来ている中で、お互いがそれぞれ必要だと思ながらも隣の芝生が青く見えたりして、居酒屋で愚痴を言い合うようになっては困るなというふうには思っております。

今様々、今後の人事戦略について、特にスペシャリストの活用について中心に様々お聞かせいただいたんで

すけれども、初日の市長報告の資料の中に、令和4年人事委員会勧告等の概要というところの意見というところに、これ東京都の資料だと思いますが、人材獲得競争が激化する中において、働きたい職場として多くの志ある人材に選ばれる都庁へと進化していくことを期待と書かれていたり、自らのキャリアデザインを描いていける環境の整備が必要、これ既存の職員に対してですね。それから、定年の引上げもあることによって、高齢層職員についてはリスクリングを実施していくことが重要というふうなコメントも書かれています。

都庁もこのように人材に関しては危機感を持っている中で、東大和市としても、よりいい人材を確保し、そして既存の職員の方も新たなことに挑戦したり、向上心を持って仕事をしていけるような環境を整えることがやはり今後ますます重要になっていくと思っております。

少し乱暴な表現になりますが、40歳で公務員を辞められるスキルを身につけようというようなものが結構インターネット上にあります。で、もう一生公務員なんだから公務員で終わるっていうような時代でもなくなってきたようですので、ぜひそんな意識も持ちながら、しかしそういう方に辞められてもらっては困りますので、ぜひ住みたいまち、住み続けたいまちの実現は、働きたい職場、働き続けたい職場じゃないと実現できないというふうに私思っておりますので、様々な施策がある中、それを実現して効果を上げるために、今後より戦略的な人事政策を実践していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時33分 延会